

令和4年2月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	高宮光敏
委員会開催日	令和4年3月7日(月)、9日(水)、10日(木) 14日(月)、15日(火)、18日(金)
所属委員	[副委員長]佐藤郁雄 [委員] 吉田英策 伊藤達也 星公正 紺野長人 円谷健市 小林昭一 宮下雅志 青木稔



高宮光敏委員長

(1) 知事提出議案：可 決…7件

※[知事提出議案件名はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3月 7日(月) 生活環境部)

吉田英策委員

何点かあるが、まずは生2ページの消費者行政体制強化事業における約3,200万円の減額について聞く。消費者行政は重要だと思いため、減額理由及び数年かけて進めてきたであろう体制強化における変更点や強化点を聞く。

消費生活課長

まず、減額理由について説明する。約3,200万円の大半約2,500万円を占めているのは、市町村の相談窓口法律相談等の専門家を配置する事業である。これは復興特別会計として消費者庁からの交付金を財源としているが、昨年度は震災から10年の節目を機に、被災に関連した消費生活相談か否かを改めて市町村と県で精査した結果、通常の消費生活相談と思われる内容が被災復興の相談窓口寄せられていたケースが散見された。そのような状況を踏まえ、当初は7市町村で専門家派遣事業を活用する予定だったが、最終的には4市町が当該事業を活用し、ほか3自治体は通常の消費生活相談として当該事業には合致しないと判断した結果、活用に至らなかった自治体分の事業費を減額した。

また、市町村への相談員配置も復興会計ではなく一般会計から補助しているが、当初予定していた相談員の配置について採用不調等により採用とならなかったことや、採用月数の変更等により約460万円を減額した。

次に、消費生活相談体制だが、広域連携も含め40市町村に消費生活相談員を配置している。今年度からは会津若松市及び喜多方市が周辺の2自治体との広域連携により実施しており、昨年度と比べて周辺地域の相談もよりカバーする形で強化を図っている。また、来年度に向けて、専門の相談窓口の形を取っていない南会津地域に対して何とか相談員を配置できるように調整を続けている。なお、浜通り地域にも設置まで至っていない自治体があるが、引き続き県でカバーしつつ当該市町村の状況も把握しながら、相談を円滑につなぎ解決できるよう強化に努めていく。

吉田英策委員

専門家派遣事業は継続すると理解してよいか。

消費生活課長

委員指摘の事業は来年度も復興特別会計で予算を計上しており、必要性が確認できる自治体については補助を継続する予定である。

吉田英策委員

次に、生10ページの災害廃棄物処理基金事業について聞く。先ほど基金として国に返還するとの説明があったが、災害廃棄物の処理はどこまで進んでいるのか。また、引き続き残っている問題は何か。

一般廃棄物課長

東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理は、国の災害廃棄物等処理事業費補助金の上乗せ補助との形で国庫補助金を原資として基金を設置し、これまで市町村を支援してきた。市町村における災害廃棄物の処理は平成29年度でほぼ完了しているが、現時点では相馬市、南相馬市、新地町の3市町で国が代行事業を行っている。災害廃棄物処理基金事業では代行事業に係る国の負担金の一部への補助を継続しているが、現時点では先ほど述べた3市町のみである。

吉田英策委員

次に、生14ページの鳥獣被害対策強化事業について聞く。約2億1,000万円の減額となっているが、県計画において年間の捕獲はどこまで進んでいるのか。また、この減額の大きな理由は何か。計画どおり捕獲できているのかも含めて詳しく聞く。

自然保護課長

イノシシの捕獲関係は指定管理事業として県が直接捕獲を実施しており、当初は年間1万4,000頭の捕獲を目標に進めてきたが、今年度は昨年12月末時点で前年度の約半分と大幅に減少し、出没や目撃情報も減少している。それを踏まえ、当初の目標1万4,000頭を8,500頭に下方修正したことにより減額補正を計上している。

吉田英策委員

イノシシの頭数は全体的に減少しているとの見通しでよいか。私の耳にも被害情報はそれほど入ってきていないが、場所によってはまだまだ生息している地域もあると考えられるが、全体的にどうか。目標数が半減したのは、事業の効果によるものか。

自然保護課長

イノシシの生息状況だが、今年度は少なくとも減少傾向にあると考えている。専門家からも意見を得ているが、今年度の頭数が半減した要因はこれまで捕獲強化に努めてきたことが一因ではないかと思っている。また、今年度と同様に昨年度は多雪だったことや、ブナなど餌となる堅果類が昨年度までは凶作だったことなどがイノシシの生息に影響を及ぼしているとのことである。今年度は全体的には減少傾向にあるとの見解だが、当然全ての地域で減少しているわけではなく、一部では変わらないまたは増加している地域もある。専門家に意見を聞くと、今年度は減少傾向にあるからといって必ずしも今後も同様の傾向が続くかどうかは分からないとのことである。イノシシは生息数の年次変動が非常に大きい生き物と聞くため、引き続きしっかりと状況を注視し、対策を緩めず強化していく必要があると考えている。

吉田英策委員

次に、生14ページの市町村除去土壌搬出等支援事業における約91億円の減額について聞く。先ほど来年度への繰越しもあるとの説明であったが、今年度の総額は幾らか。また、約91億円の減額は大きいが進捗はどうか。残っている市町村も含めて詳しく聞く。

除染対策課長

委員指摘のとおり約91億円減額している。当初予算では約360億円計上しており、そこから今回の減額約91億円を差し引いた額の約260億円が今年度の総額となる予定である。なお、市町村における進捗だが、昨年12月末時点で仮置場は253

か所、現場保管は1,007か所で、土壌保管を行っている仮置場は253か所のうち残り24か所となっている。現在、端末輸送はおおむね完了しており、除去土壌搬出後の仮置場の原状回復が事業の中心となっている。なお、原状回復の進捗だが、昨年12月末時点で仮置場の総数1,040か所のうち778か所において原状回復が完了し、地権者に土地を返還している状況である。

伊藤達也委員

イノシシの関係で1点だけ聞く。先ほど増加している地域もあるとの説明だったが、地域差があると思う。生息数の多い地域や大幅に減少している地域はどこか、分かれば聞く。

自然保護課長

まず減少している地域は例えば福島市があるが、捕獲頭数が前年度比で約3分の1と大きく減少している。一方増加している地域は例えば玉川村があり、もともとそれほど多くはなかったが前年度比で少し増加している。ただ、全体として約7割の地域は減少傾向にあり、残り約3割は微増ないし変わらない傾向にある。

宮下雅志委員

生9ページの環境創造資金融資事業だが、今回9,834万7,000円が減額されている。当該事業は環境保全対策事業費の中でも相当規模が大きい事業と見たが、執行率はどの程度だったのか。

環境共生課長

当該事業は、環境保全対策に取り組む県内の中小企業を支援する融資事業である。例えばLED照明や次世代自動車の購入など、銀行から貸し付ける際の融資をあっせんしていく。今年度は貸付け件数がなく、昨年度も1件だけだった。事業者によると、新型コロナウイルス感染症の影響によって新型コロナ関連の無利子の融資も制度化されており、当該事業の利用とまではいかないようであった。今年度の預託実績は3件であり、その所要額との差額約9,800万円を今回の補正で減額計上している。

宮下雅志委員

環境保全の観点からすると非常によい融資事業だと思うが、今年度は0件とのことである。企業にとって有利な融資制度がある以上は、その辺りを踏まえて取り組む必要があると思うが、この結果を受けて来年度はどのように実施していくのか。

環境共生課長

新型コロナウイルス感染症の状況はあるが、温暖化対策にも企業で取り組むとの部分では大きな支援になると思う。ほかにも中小企業を対象とした補助事業を行っているが、その補助金は満額ではない。不足した部分を当該事業で補う方法もあるため、並行してPR活動も行っている。有効に活用してもらえよう商工労働部とも連携しながら、引き続き活用に向けてしっかりPRしていきたい。

紺野長人委員

生9ページの福島県地球温暖化対策等推進基金積立等事業については、減額ではないが国に返還するわけで、ある意味減額補正と同様かと思う。当該積立等事業で国に返還するとの点が少々分かりにくいので、基金に積み立ててしまえばよいのではないかと一般的には思う。別の見方をすると、本県の地球温暖化対策における具体的な動きがまだ確立していないことも一因なのかと思うが、その辺りについて聞く。

環境共生課長

当該事業は、再生可能エネルギー等を導入して防災拠点を整備する事業である。詳細だが、令和2年度に飯舘村の施設で当該事業により工事を実施したが、その際に約3,300万円の請差が発生した。その後、今年度の5月頃に国が額を確定したため、来年度の4月頃に国に返還することとなったが、その約3,300万円は現在当該基金に含まれており、基金から一般会計に移して国に返還する流れとなるため、今回は増額計上としている。

(3月 7日 (月) 企画調整部)

吉田英策委員

議案第89号について何点か聞く。先ほどの説明では、個別訪問も行い再三の求めにも応じないため民事調停により相手方と話し合いを行うと述べていたと思うが、県はこれまで相手方に対して訪問や話し合いを何回行ってきたのか。直接話すためにどのような努力をしてきたのか、詳しく聞く。

生活拠点課長

県としても、まずは丁寧に話をしたいとして文書での通知や住宅相談会の開催等を行ってきた。今回の相手方は2名いるが、今ほど述べた県からの通知や相談会案内等には対応してもらえず、うち1名は47回の訪問、連絡に対して応答があったのは電話3回、訪問時1回であり、転居に向けた話が進まなかった。また、もう1名には約57回の訪問や電話、メール、手紙による連絡を行ったが、応答は相談会1回や電話1回程度しかなく、転居に向けた話は進まなかった。

吉田英策委員

努力してもなかなか会えない、会えても数回程度しかなく直接の対話ができない、加えて当該相手方は本県に戻っているとの説明があったが、それは数回の対話により実態を聞いたのか、それとも親族に連絡して把握したのか。その情報が正確かどうかも含めて聞く。

生活拠点課長

先ほど文書で通知したなどと説明したが、相手方から全く連絡がなかったため昨年度の12月頃に親族へ手紙を送付した。急に県から訴えられたという話を聞けば驚くかと思ったため家族にも連絡すべく文書を送付したところ、今回の2世帯の家族からは既に県内のアパートに戻ってきているとの報告や、県内の旧避難指示区域内の社宅に居住して働いているとの話を聞いた。

吉田英策委員

前回の12月定例会でも今回と同様の議案が提出されたが、県はこのような相手方に対して今後どのように働きかけていくのか。民事調停だから裁判所任せでは済まない問題だと思うが、どのように対応していくのか。

生活拠点課長

今定例会で提出した議案が議決された場合は、民事調停という場の中で話し合いを行っていくことになる。今年度は9月定例会と12月定例会において民事調停の申立てに係る議案を提出してきたが、今まで全く話に応じてもらえなかった相手方の中には、民事調停の場では話し合いができていない者もいる。今回の相手方についても裁判所から連絡が来ることになるため、話に応じてもらえるのではないかと思う。そのような民事調停の場で、しっかり話をしていきたいと考えている。

吉田英策委員

次に、企画13ページの避難地域への移住促進事業について聞く。この事業は、移住者に対して最大200万円、さらに移住者のうち起業を考えている者に対して最大400万円を支給するものだったと思う。今回の補正では約10億円が減額計上されているが、当該事業はどのように進捗しているのか。

避難地域復興課長

当該事業は、昨年7月に国の財政措置を受けて開始した事業である。委員指摘のとおり、申請者に対して採択を経て移住支援金や起業支援金等を交付しているが、ほかにも12市町村の一体的な移住促進との観点から、県が富岡町にふくしま12市町村移住支援センターを設置している。なお、運営は(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構に委託している。また、首都圏におけるセミナー開催や移住体験ツアー実施、ホームページ作成、専門誌による移住希望者に対する働きかけなど様々な取組を行っている。

吉田英策委員

午前中に続き、避難地域への移住促進事業について何点か聞く。移住支援金が最大200万円、起業支援金が最大400万円の支給だったかと思うが、件数を聞く。

避難地域復興課長

申請件数で述べると、移住支援金が約100件、企業支援金が約30件である。

吉田英策委員

当初予算額は約19億円と聞いたが、今回の減額補正後は半分の約10億円しか執行されていない。その原因や理由はどのように考えているのか。

避難地域復興課長

避難地域のどの市町村も、これまで地震や原発事故等により環境回復や除染などに取り組んできた。併せてインフラ整備等も行ってきたが、移住が強化されてきたのは地方創生が始まった平成27年頃からである。この12市町村においては今ほど述べたようにこれまで復旧・復興に取り組んできたため、なかなか移住まで手が回らなかった。そのような状況の中、人口回復との観点で移住促進の取組が開始され、先ほど述べたように昨年度の7月頃から事業が始まった。なお、事業開始が7月になったのは国の財政措置が関係しているため、仕方がなかった。並行して新型コロナウイルス感染拡大もあり、先ほど説明した首都圏等でのセミナーや県内に呼び込むための移住ツアーなどの事業展開がなかなか思うようにできなかった。加えてふくしま12市町村移住支援センターの運営も、浜通りで続く人手不足により優位な人材確保ができなかった状況もあり、支援金も事業開始の遅れや思うように他の事業実施ができなかったことで周知が不足したと考えている。中でも企業支援金は、移住に加えて起業を行う必要もあるため、ハードルが高くなかなか起業にまで至らなかったと考えている。

吉田英策委員

200万円の移住支援金は避難区域外からの移住の支援であり、このような枠組みが果たして本当によいのかが問われていると思う。やはり避難者支援に切り替えていくことが必要ではないかと指摘しておく。

次に、企画9ページの地域総合整備資金貸付事業費について聞く。説明欄の記載は42億円の減額だが、累計額欄の記載は4万2,000円である。事業費のほぼ全額を今回の補正で減額することになるが、事業内容及び減額理由を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進監兼企画調整部政策監

委員指摘の事業は、新たな雇用を創出する民間事業所に対して無利子の貸付けを行う事業であり、今年度は貸付け予定として当初予算で42億円を計上していた。その内訳は、民間の総合病院等の新築移転事業に対する貸付けが24億円とキノコ菌床製造工場建設事業に対する貸付けが8億円、さらに年度途中の貸付け需要に対応できる分が10億円である。うち総合病院等の新築移転事業は、今年度に入り事業者が当該貸付け事業費よりも有利な資金に切り替えたことで取りやめとなった。また、キノコ菌床製造工場建設事業だが、当該貸付け事業費は民間金融機関等との共同融資が条件となっているが、ふるさと融資以外の資金確保が困難となったため取りやめた。加えて、新規案件の事前相談もなかったため、42億円を減額計上している。

吉田英策委員

国が貸付け制度を創設する場合、民間との競合は当然あるわけだが、やはり県は低利率で設定した事業により民間事業者に対して支援するのが本来の姿ではないか。県よりも低利率の融資を受けるから県の制度は利用しないとすると本末転倒だと思う。説明があった総合病院は大規模な病院かもしれないが、中小規模の病院への貸付けは民間の融資よりも低利率で整備していくことが県内の事業者支援につながると思うため、その点を指摘しておく。

紺野長人委員

企画10ページの再生可能エネルギー関係事業が、軒並み減額補正されている。各事業において減額の具体的な理由や根拠はあると思うが、一般的にこれらの事業はある一定まで取り組めば目標達成となるものでないとする、具体的な事業推進の環境や体制がまだまだ整っていないと見てもよいのではないかと。少し難しいかもしれないが、その辺りについて説明願う。

エネルギー課長

委員指摘のとおり再生可能エネルギー関係事業は億単位で減額補正しているが、今の質疑について事例を用いて説明する。例えば企画10ページの再生可能エネルギー復興支援事業は約5億3,000万円減額しているが、当該事業は被災地のさらなる復興を後押しするため新エネ社会構想に基づき実施する、阿武隈地域の山地における風力関係の事業である。当該事業費の財源は国庫支出金だが額が大きいため、毎年資源エネルギー庁と調整しながら進捗管理を行っている。

今回の減額だが、太陽光発電は完了したものの風力発電が本格化してきており、新型コロナウイルス感染症が蔓延して現地に入りたくても入れなかったり、地元の役場等との調整時期が後ろに倒れてしまうなどにより、今年度中に林地開発の許可まで至らず次年度以降になったこと等が理由である。なお、風力発電事業は9件あるが、うち1件は来年5月までに林地開発の許可を得て、その後の着工まで着実に進めると見ている。当該事業は令和6年度の完了を想定しているが、先ほど説明した遅延によって直ちに全体スケジュールが遅れることはない。端的に述べると、新型コロナウイルス感染症の影響による遅延である。被災地復興牽引の重要なプロジェクトであるため、県としても事業者への後方支援や国との調整等にしっかり取り組み、適切な執行に努めていきたい。そのため、委員指摘の環境が整っていないという状況ではないものと認識している。

伊藤達也委員

1点聞く。企画18ページのふくしま海洋科学館費に関連して、アクアマリンふくしまの利用料や入館者数は当初の見通しよりどの程度減少しているのか。休館していた期間も含めて説明願う。

生涯学習課長

今年2月末現在の数値を説明する。平成29年度から令和元年度までの平均の年間入館者数は50万9,000人だったが、3年度は30万5,000人強と平常ベースの60%程度である。2年度も31万人強であり、昨年度と今年度が大きく影響を受けている。また、休館期間だが、今年度当初に再委託業者のスタッフからコロナ陽性者が出たため4月2日から4日間臨時休館とした。加えて、今年度夏にまん延防止等重点措置のため8月7日から9月30日までの55日間を臨時休館とした。

伊藤達也委員

特に昨年の夏頃はいわき市で新型コロナウイルスの感染者が多く発生したため、説明のとおりまん延防止等重点措置期間中の休館だったと思う。

一方、東日本大震災・原子力災害伝承館については入館者数が5万人を突破したことを新聞報道等で知ったが、大変な努力ですばらしい実績を上げていると思う。アクアマリンふくしまも含め、ウィズコロナの対策を検討してしっかり取り組むよう要望する。

星公正委員

伊藤委員の質疑に関連して、アクアマリンふくしまの指定管理について聞く。そもそも指定管理者との協定書には入館料が減少した分を補填する旨の条項が含まれているはずだが、どうか。

生涯学習課長

アクアマリンふくしまは5年間の指定管理期間を設けており、現在は令和元～5年度までの5年間で協定を締結して指定管理料を毎年支払っている。

星公正委員

入館料の収入見込みが下がったため、その分であろう約3億円を今回の補正で補填しなければならないと推測するが、積算方法を聞く。

生涯学習課長

今回は昨年度から今年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたため、増額補正により計上している。なお、年間の維持管理経費に新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ入館者数相当分を加味して積算している。国の新型コロナの臨時交付金を活用して指定管理料に上乗せする形を取っている。

星公正委員

通常来館者が見込み以上に増えた場合は、逆に利益が発生するわけだが、その場合はどのように指定管理委託料を取り扱うのか。指定管理者の利益としてよいのか。どのようなシステムになっているのか聞く。

生涯学習課長

先ほど述べたように指定管理は令和元～5年度までの5か年の期間であるが、協定締結後も指定管理者の経営状況などを注視しながら毎年指定管理料を支払っている。

紺野長人委員

星委員の質疑に続くが、明確にしたほうがよいかと思うため聞く。要は、県と業者の協定締結時に、合理的な理由で収入が減少した場合は県が補填する旨を協定書に盛り込んでいるか否かである。今回はアクアマリンふくしまについての指摘だが指定管理を行っている事例はほかにもあるため、一般的に県が指定管理の締結時に合理的な理由で収入が減少した場合は県が補填する旨を統一的に協定書に盛り込んでいるのかどうかである。

それとも、星委員が質疑したように予定よりも収益が大幅に出た場合は事業者の収益として確保してよいのか。はたまた次の契約時に反映させて指定管理料を下げるのか。下げた場合は今度は想定よりも収入が下回った場合はどうするかなど悩ましい点があると思うため、その辺りを明確に説明願う。

生涯学習課長

協定書上、毎年の指定管理料については、その年の料金収入に増減があったとしても増額又は減額しないこととされているが、相当の理由があると認められた場合にはこの限りでない。今回の新型コロナウイルス感染症の影響による料金収入の減少は、この相当の理由に当たるものとして取り扱っている。

これに限らず大きな影響を受けた際は、何らかの形で措置しなければならないが、委員指摘の点は確認した後に説明したい。

(3月 9日 (水) 生活環境部)

伊藤達也委員

生2ページの食の安全・安心推進事業について、詳しく説明願う。

消費生活課長

委員指摘の事業は、県内の消費者に向けて食の安全性、特に放射能などに関して正しく理解してもらうことを趣旨としており、大学教員などの学識経験者等による説明会を開催するための経費として計上している。今年度は年間40回を目標に開催してきたが、来年度は年間60回を目標に開催していく。この目標値は、新たな総合計画にも指標として設定している。震災から11年近くが経過して当時幼かった子供たちも小中学生になっていることから、特に子育て世代や小中学生、高校生等に重点を置いて県内各地で福島大学の教員や、県外または福島県立医科大学の放射線関係の専門教員等が年代に応じて分かりやすく正しい知識を伝えることで、正しく理解し正しく恐れるとの趣旨で行っている事業である。

伊藤達也委員

すばらしい取組だと思うため、しっかり進めてほしい。今後の風評との戦いにおいてはALPS処理水の放出の点もかなり懸念されるため、トリチウム等を含めてしっかり発信してほしいが、どうか。

消費生活課長

昨年4月にALPS処理水の放出に関する基本方針が公表されたが、それ以降は当課でも資源エネルギー庁や消費者庁と定例的に意見交換や打合せを行っている。また、今年度開催した食と放射能に関する説明会の中でも、7回程度は経済産業省によるALPS処理水に関する説明を取り入れたり、学識経験者と経済産業省の双方が説明する場などを設けている。ただし、あくまでも主催者側の要望を踏まえた上での対応となるため、全ての説明会でALPS処理水について説明したわけではない。県内には話を聞いてみたいという人もいるため、要望を聞いた上で必要に応じてそのような場も設けている。来年度も同様の形で実施していきたい。

伊藤達也委員

次に、生5ページのチャレンジふくしま世界への情報発信事業について、先ほどの説明では主要国際会議でのPRと述べていたが、来年度想定している国際会議等があれば聞く。

国際課長

これまでは、知事がダボス会議や国連に出向いて講演等を行ってきた。来年度はまだ新型コロナウイルス感染症の影響が想定されるが、様々な国際会議の可能性を常に事務局等と接触して模索しているところである。現時点で正式に参加が決まった国際会議はないが、新型コロナウイルス感染症の状況も見据えながら検討していきたい。

吉田英策委員

生3ページ、環境創造センター関係の事業費について、本館、研究棟、交流棟に係る事業費など合計約14億円が計上されている。先ほどの説明では、約4億円は新たな展示物に係る経費とのことだったが、どのような内容に更新するのか。

環境共生課長

現在の地球温暖化など環境をめぐる社会情勢の変化を踏まえながら、そのような環境問題について来館者が展示物や体験講座で触れていく中で気づいたり、どのような行動を取ればよいか考えるなど、自分には何ができるかを問いかけるような展示内容にしていきたい。具体的には、例えば新設した砂場で子供たちが砂の山を作るとそこに風力発電の映像が映るなど、体験性をより高めるエネルギークリエイターという展示や、特別な虫眼鏡で生き物を見ると県内の希少な生き物などを探ることができる展示物など、印象に残りインパクトのある展示物を設置して来館者への魅力発信を行ってきたい。

吉田英策委員

昨年度の整備全体に係る費用が約10億円だったと思うが、そのうち9億円は国からの補助金ではないか。来年度の更新に対して国からの支援はあるのか。

環境共生課長

国の補助金を基にした基金を財源として実施するため、当該事業について補助や支援はない。基金を基にして対応している。

吉田英策委員

更新費用の4億円は基金から繰り入れる、基金を取り崩すということか。

環境共生課長

見込みのとおりである。

吉田英策委員

研究棟においても様々な研究を行っていると思うが、猪苗代町や南相馬市の関連施設ほか、福島市にも支所があったはずである。その福島支所における研究内容を聞く。また、福島支所の整備も環境創造センター関連の事業費に含まれているのか。

環境共生課長

確認させてほしい。

吉田英策委員

福島支所は、恐らく県衛生研究所の脇にある建物に入っているのではないかとはいえないか。何を行っているのかと思ひ私も調べたところ、生活環境部の資料から大気汚染やプルトニウムなど放射性物質の分析等を行っていることが判明した。当該支所でプルトニウムやアメリカシウム等の検出、研究を行っているのか。

環境共生課長

確認させてほしい。

吉田英策委員

詳しく聞きたいのでよろしく願う。

環境創造センターについて、私達はかねがね施設の維持管理費用が県民の負担にならないよう国に対して支援を求めてきた。また、当センターの入館料は基本的に無料ではないか。そうであれば、必要経費は全額県費対応となり国からの支援が必要であるため、ぜひとも継続願う。

次に、生2ページのチャレンジふくしま消費者風評対策事業について、詳しく聞く。

消費生活課長

当該事業は大きく3つに分かれている。

1つ目は県の事業として首都圏の消費者と県内の農林水産業の生産者が交流するモニターツアーである。コロナ禍のため昨年度からはオンラインで実施しているが、一昨年度までは来県してもらっていた。オンライン形式では、昨年度から年間約10回のツアーを開催している。他の事業等に関西圏の消費者から情報が届きづらいとの声も受けて、来年度からは新たに関西圏の消費者を対象にしたオンラインツアーを5回程度実施するほか、首都圏の消費者に対しても10回程度のオンラインツアーに加え、新型コロナウイルスの感染状況によるが5回程度のモニターツアーを再開したいと考えている。

2つ目は、県内の農林水産業の生産者が講師として県外に出向く「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業である。県外から実施要望のあった団体に講師として出向き、研修会や講演会において本県の復興に係る取組や講師自身の現在の農林水産業の取組等を講演するものである。

3つ目は、県と同様に風評対策事業を行っている市町村に対する消費者庁の交付金である。食に関係する内容に限定されるが、市町村が実施する物販を通じた取組の紹介や先ほど述べたような同様のオンラインツアーなどに対して補助を行う。

吉田英策委員

令和4年度当初予算の主要事業一覧には「県内外の消費者が不正確な情報や思い込みに惑わされることなく、自らの判断で食品の選択ができるよう」との記述があるが、どのような情報が不正確なのか。また、県はどのように消費者が思い込みに惑わされていると判断するのか。

消費生活課長

不正確とは少し異なるかもしれないが、県が事業を実施する中で、まず放射能検査の実施自体を知らない者が以前よりもかなり増えている状況である。放射能という言葉が本県について回り何となく不安を感じ、報道等で中途半端な情報を小耳に挟んではいるが、検査を実施していることは知らない者が多い。先ほど述べたオンラインツアーでも、流通している品全てをきちんと検査していることを知らなかったとの感想が首都圏の参加者から多く寄せられている。

完全に誤っている等の強い言葉を用いるわけではないが、きちんと検査したものが流通していることを知らないがゆえに、何となく本県と放射能との組合せが念頭にあり敬遠しようとする者が多いのではないか。一方では、おいしさが伝わり県産品を食べる者が増えているのも事実であるため、双方の感想などを聞きながらぼんやりとした不安を取り除いていくことが、正しい情報や安全性、おいしさを伝えていく上で重要であると考えている。

吉田英策委員

思い込みに惑わされないとの記述も同様か。

消費生活課長

委員指摘の点も同様だが、震災直後の危ないとの思い込みがそのまま固定化し現在まで更新されていない者もいるため、ここまで復興し放射線も低減している現状を周知することで、過去のままのイメージを払拭する点も重要だと思っている。

吉田英策委員

情報発信は難しく、風評払拭も難しいため、正確な情報発信に努めるよう願う。

次に、生11ページの原状回復支援事業について、先ほど説明はあったが事業の詳細を聞く。

産業廃棄物課長

経緯も含めて説明する。いわき市が中核市となる以前に、県では産業廃棄物の不法投棄等により生活環境保全上の支障が生じる恐れがあると判断し、当該市内で2件の行政代執行を行っている。うち1件は平成4～5年度にかけて実施した沼部町の廃坑跡地への廃油等の不法投棄事案に係る廃棄物の撤去処分、もう1件は10年度に実施した四倉町の廃油入りドラム缶の不適正保管事案に係る廃棄物の撤去処分である。11年4月の中核市への移行に伴い、廃棄物処理法の規定に基づき県の権限がいわき市に引き継がれることになったが、この2件の現場は不法投棄等で周辺の地下水などが汚染されているため、現在も地下水の浄化処理等の水質のモニタリング調査が行われている。県が権限を有していた時に発生した事案であるため、いわき市が実施する水処理やモニタリングに要する経費の2分の1を県が補助している。

吉田英策委員

引き続き現場の原状回復を願うが、原状回復までにどの程度の期間を要するのか。県の見通しはあるか。

産業廃棄物課長

事業を実施しているいわき市に確認したが、汚染物質は減少傾向にあるものの環境基準等に適合する状況までは至っていないため、見通せる状況にはないと聞く。

吉田英策委員

一度環境が汚染されると回復するまでなかなか大変であり、生活環境部が果たす環境保全の取組が重要になると思うため、引き続きの支援を願う。

次に、PCB廃棄物行政代執行事業について、現在行っている代執行の地域及び件数を聞く。

産業廃棄物課長

当該事業は、新規で来年度から行う事業である。既知かもしれないが、PCBはかつて電気機器等に使用されていたものの、その毒性が問題となり製造や使用が禁止された。また、PCBを使用していた機器は法令に基づき期限内に処分することとなっている。処分期限は機器の種類やPCBの濃度により3段階に分けられており、PCBの濃度が高い変圧器やコンデンサーは今年度末までに保管事業者が処理を行う規定となっている。

県は、これまで変圧器やコンデンサー等のPCB廃棄物を保管している事業者に対して、今年度末に処分期限が到来する廃棄物は年度内に処分するよう指導している。処分しない場合は、来年度当初頃に保管事業者に対し、改めて法律に基づく処分を求める改善命令を出す予定である。それでも事業者が処分しない場合や法律上の処理責任者が不明確な場合は、法令に基づき県が処分することとなっており、その処分の実施に備えて来年度の当初予算に計上している。

吉田英策委員

命令に従わない場合は改善命令等を行うようだが、事業者に対してペナルティーはあるのか。

産業廃棄物課長

法令で定められている改善命令違反の罰則は、3年以下の懲役または1千万円以下の罰金、もしくはその両方を科す規定となっている。

吉田英策委員

厳格かつ適正な指導を願う。

次に、生15ページの仮置場原状回復等支援事業について、仮置場からの除去土壌等搬出が大分進んでいるようだが、この事業内容を詳しく聞く。

除染対策課長

仮置場は地権者から土地を借りて設置しているため、除去土壌の搬出が進み、仮置場としての役割を終えた後、原状回復して地権者に返す事業である。例えば、もとが農地であれば、原則農地として返すものである。

吉田英策委員

借りた当時の姿に戻して返すということか。原状回復はこれからだと思うが、地権者に返すまでの期間はどの程度を想定しているか。

除染対策課長

仮置場を返すには、まずどのような状態で返すか土地所有者との協議を踏まえて工事に進む。規模や場所にもよるが、原状回復工事の完了には大体2～3年要すると想定している。

吉田英策委員

仮置場の原状回復と同時に、報道でも触れられていた現場保管の問題もあると思うが、除染推進費の予算額約153億円に現場保管の対策費用は含まれているのか。

除染対策課長

現場保管のうち搬出可能な除去土壌等が出た場合に備えて、必要となる輸送経費も計上している。

吉田英策委員

現場保管は基本的に宅地内に保管されており、その土壌等を撤去することになると思うが、今後の対策はどのように考えているか。

除染対策課長

現場保管の中で一部搬出が難しい除去土壌等があるが、その搬出に向けて各自治体では定期的に土地所有者を訪問して丁寧な説明や交渉を行っている。また、連絡が取れない所有者の所在調査等にも取り組んでいる。県としては、国と連携しながら関係自治体との会議開催、個別に市町村を訪問し搬出がスムーズに進んだ事例の紹介や適切な状況把握、管理方法などの助言等を行っている。引き続き、早期搬出に向けて国や市町村と連携して取り組んでいきたい。

環境共生課長

先ほど説明できなかった環境創造センター福島支所について説明する。当該施設は旧原子力センター福島支所を環境創造センター福島支所として活用し今に至っているが、管理経費等の予算は危機管理部が計上している。

紺野長人委員

生6～7ページ、JR只見線復旧関係の事業について何点か説明があった。復興を掲げ事業が開始されたが、これが後々財政的に大きな負担になるのではないかと心配する気持ちも込めて質疑したい。

まずは、只見線復旧復興基金積立事業について聞く。復旧・復興が終了し軌道に乗ってからも当該基金からの支出により上下分離方式の下の部分に対応していくのか、それとも別の財源に切り替えるのか。また、当該基金の財源について、国はどこまで対応すると約束しているのか。これらについて分かる範囲で聞く。

只見線は観光には間違いなくプラスになると思うが、地元の高齢者からは駅間を運行する電車よりも地域をこまめに巡回するバスのほうが生活にはずっとよいの声も多く聞く。只見線復旧後、地域のバスの運行数が対抗している部分についてはどのように考えているか、併せて聞く。

只見線再開準備室長

まず上下分離後の基金からの財源について、現在、復旧復興基金はJR只見線の復旧工事に必要な資金及び利活用に資するための寄附金を積み立てている。只見線の復旧工事に要する部分は基金からの繰出しを予定しているが、再開後は市町村からの負担金と県の資金をベースに維持管理を行っていく予定であり、当該基金は維持管理費に充当しない想定としている。また財源だが、維持管理に対する国の補助制度等は現在ない。復旧工事には国から3分の1の補助があるためJRが活用しているが、仮に今後復旧に要する工事等が必要となった場合は、国の現行の補助制度を活用していきたい。

次に、只見線再開後の代行バスについて、現在只見駅と会津川口駅の間を代行バスが運行しているが、復旧後は原則バスではなく鉄道が運行されると承知している。なお、観光路線としてのバスの活用も考えられる。バスやレンタサイクル、タクシーなど二次交通の利活用事業に取り組んでいる地元自治体もあるため、再開後はそれらも活用しながら利便性の確保に努めていきたい。

紺野長人委員

再開後の地域交通の在り方は理解した。上下分離方式だが、国の支援等がないことを踏まえると、今後は市町村も含め

て財政負担がかなり重くのしかかってくるのではないかと。一般的には、運行の約5倍の経費が管理に要すると言われるようだが、県と市町村で合計どの程度の負担になるのか。可能な範囲で説明願う。

只見線再開準備室長

上下分離後の施設維持管理は、市町村からの負担金を収入としながら県が実施している。年度ごとの維持管理費は、当初の試算では約2.1億円だったが直近の試算では約3億円に増加する想定となった。市町村の負担率だが、当初は3対7を想定していたものの小規模町村の負担が大きいため昨年上限を定める覚書を交わし、2.1億円で想定した場合の3割である6,300万円を上限とした。

来年度秋頃の全線再開を予定しているため、維持管理費は検査や修繕、除雪等や維持管理に要する器具、資材の購入等で約2億4,600万円を見込んでいる。

宮下雅志委員

生14ページの野生動物保護管理事業について聞く。先ほどの説明ではニホンジカの捕獲や生息調査と述べていたが、熊やイノシシなど一般の野生生物全般の保護管理も行うとの理解でよいか。それともニホンジカに特化した事業なのか。

自然保護課長

当該事業にはニホンジカの捕獲に係る経費を計上しているが、野生生物管理費には熊の対策も当然含まれている。

宮下雅志委員

本県はニホンジカの生息域ではなかったが、私が県議会議員として当選した平成20、21年度頃に栃木県から尾瀬方面に侵入してきたようで、ニッコウキスゲの花芽が食べ荒らされていた。何とかしなければとその当時から本県はニホンジカ対策を始めたと思うが、元来本県が生息地域になっていない動物は保護対象となるのか。

自然保護課長

委員指摘のとおりニホンジカ対策は県の大きな課題の一つであり、国の補助金等を活用しながら指定管理捕獲事業として個体数の減少を目標に対策を強化している。第1期ニホンジカ管理計画では年間850頭を捕獲目標としていたが、今年度から取り組む第2期ニホンジカ管理計画では目標を年間1,400頭に引き上げ、ニホンジカの捕獲強化に努めている。

宮下雅志委員

今ほど自然保護課長から捕獲目標について説明があったが、次年度予算は捕獲目標年間1,400頭をベースに計上したのか。令和2年度は2,353頭の捕獲実績が上がっているが、次年度当初予算の内容を聞く。

自然保護課長

委員指摘のニホンジカの捕獲頭数の考え方だが、2,353頭は生活環境部が実施する指定管理事業だけではなく、農林水産部が所管する有害捕獲も含まれている。今年度の指定管理事業では当初1,000頭を捕獲目標に掲げて取り組んできたが、恐らく目標を上回るような形で達成できると見込んでいる。来年度は今年度の1,000頭を少し上回る1,100頭を目標に掲げ、捕獲強化に努めていきたい。

宮下雅志委員

ニホンジカによる被害は相当である。特に森林地帯では木の皮を剥いでしまうなどの深刻な被害が発生しているとの報告も受けているため、やはり強い対策を取っていく必要があると考えている。先ほど述べた栃木県から入り始めた当時から15年以上経過しているが、現在の生息範囲は県内のどの辺りまで広がっているのか。元の生息域に戻していく取組も考える必要があると思うが、どうか。

自然保護課長

ニホンジカの生息状況について、従前は南会津や尾瀬が多かったが、近年は白河市や西郷村、矢祭町等の県南地域に徐々に広がってきているため、本県、茨城県、栃木県の3県で連携して八溝山の周辺の対策を強化している。また、県南地域でも指定管理事業などの捕獲強化に努めている。従前の南会津地域のみならず県南地域にも広がりを見せつつあるため、引き続き注視していきたい。

宮下雅志委員

野生生物の被害が相次いでおり、以前は姿を見なかったイノシシが近年は出没するようになったり、猿も生息範囲を広げていると聞く。震災の影響や餌の収穫状況など環境の変化も要因として考えられるかと思うが、その辺りは十分に調査等を進め適正な環境の維持に努めるよう願う。

小林昭一委員

3点聞く。1点目は生5ページの海外移住者支援事業について、先ほどの説明ではブラジルの105周年関係と述べていたが、内容を詳しく聞く。

国際課長

ブラジル福島県人会が今年で設立105年を迎える。県ではこれまで5年ごとにブラジルを訪問して顕彰してきており、100周年を迎えた前回は知事が訪問した。今回は105周年に当たるが、知つてのとおり新型コロナウイルス感染症の影響により見通しがなかなか立たない状況である。渡航費や表彰関係の費用を計上しているが、状況を見ながら対応していきたい。

小林昭一委員

ブラジルに限らずアルゼンチンなど他の南米地域にも県人会があると思うが、同様に100周年等のタイミングで記念事業を予算化して実施しているのか。

国際課長

実際に現地を訪問して顕彰を行っているのは、ブラジル県人会とホノルル県人会である。県人会設立当時の規模などを考慮した上で、この2つの県人会を対象に事業を展開している。

小林昭一委員

2点目は生12ページのふくしまグリーン復興推進事業について、シンポジウムやビジターセンターとの説明があったが、ビジターセンターについて可能な範囲で詳しく聞く。

自然保護課長

国定公園に係るビジターセンターについて、昨年10月に只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園への編入を受けて、魅力を発信するための情報発信の拠点として整備を計画している。ビジターセンターの大きな目的は、国定公園が持つ非常にすばらしい豊かな自然環境の魅力発信との部分に加えて、奥会津地域を中心とした会津地方の歴史文化等も合わせて発信していくことである。今後のスケジュールだが、来年度予算でビジターセンターの基本実施設計費を計上しており、令和5年度に展示や建築の改修工事を実施し、6年度の開所を目指している。なお、整備場所は柳津町にある道の駅会津柳津内の一室を借りて改修した上で、ビジターセンターとして設置する構想である。

小林昭一委員

電力会社が設置した金山町の水力発電関係の施設も好評であり、先ほど話題に上がったJR只見線の再開と相まって観光施設としても期待できることから、しっかり取り組むよう願う。

3点目、生13ページの紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業について、水生植物の処分や刈取船の説明があったが、可能な範囲で詳しく聞く。

水・大気環境課長

猪苗代湖の水環境保全を目的とし、これまで当該事業において水生植物の回収による水質改善を図るべく、専用の船を使用して水草の回収を行ってきた。船による水生植物の回収だが、今年度までは専門の業者に委託して年間10日程度刈取りを行ってきたが、水生植物の生育範囲が拡大しており十分な刈取りまで至らなかった現状を踏まえて県が刈取り船を今年度整備しており、今月中に完成予定である。次年度以降は整備した刈取り船の運用を委託し、水生植物が生育する7月中旬頃から9月中旬頃までの50日程度に集中して水生植物を刈り取っていく。また、刈り取った水生植物は、可能な限り焼却や埋立て処分ではなく堆肥化などの有効活用を行っていきたい。

円谷健市委員

生3ページの地域人権啓発活動活性化事業はどのような事業なのか。

男女共生課長

当該事業は、市町村が取り組む様々な啓発事業や学校等で実施する人権の花の活動に対して、法務省が委託する形で事業を実施している。

円谷健市委員

市町村が取り組む人権啓発活動に対する支援との理解でよいか。

男女共生課長

そのとおりである。

円谷健市委員

次に、先ほどの宮下委員の質疑に関連して野生鳥獣関係について聞く。生14ページの野生鳥獣感染症対応事業の予算額が少ない点が気になったが、現在の感染症対策の内容や現状、取組を説明願う。

自然保護課長

当該事業は、鳥インフルエンザの対策経費として計上している。内容は、渡り鳥の到来期間に定期的に行う死亡野鳥や糞便の調査時に係る費用や、防疫資機材の購入費用である。鳥インフルエンザへの対応だが、先月二本松市で回収された死亡野鳥から鳥インフルエンザの陽性が確認されたため、環境省等とも協議しながら回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域として定めて野鳥の監視を強化している。併せて当区域以外についても、これまでの調査で渡り鳥などの飛来が確認された地域では見回り等の監視などを強化しながら取り組んでいる。

なお、二本松市での事例以降、現時点で新たな陽性確認はない。

円谷健市委員

この事業は鳥インフルエンザ対策関連の事業であり、現在流行している豚熱は別事業になるのか。また、鳥インフルエンザの検査を行うには、鳥の死骸を届けた上で検査しなければならないのか。例えば山で死骸を発見しても、その時鳥インフルエンザを想像する感覚が一般的にはあまりないのではないのか。鳥の死骸を発見した際の届出先の周知は必要と思うが、その辺りはどうか。

自然保護課長

豚熱対策は別事業である。また、鳥インフルエンザの死亡野鳥等に係る回収対応等だが、発見した県民が死骸を直接検査機関に届けるのではなく、連絡を受けた県職員などが現場に出向いて回収した死骸を検査機関や所属機関で検査する形で対応している。なお、県のホームページ等で死亡野鳥を発見した際の取扱いを周知しているが、委員指摘のとおりまだまだ不十分な部分もあると思うため、引き続きしっかり周知に努めていきたい。

円谷健市委員

鳥インフルエンザは養鶏業者にとって大きな問題であるため、防疫体制の点からもしっかりと取り組むよう願う。

星公正委員

只見線が話題に出たので関連して、例えば野岩鉄道や阿武隈急行、会津鉄道にも補助が出ているが、その補助金の算定根拠を聞く。

生活交通課長

まず会津鉄道は、生7ページの会津鉄道経営安定化補助金がある。これはいわゆる鉄道運行に伴う経常損失に対する支援という位置づけであり、具体的には会社と県や沿線自治体が策定した来年度以降の3か年計画における収支状況等の見通しに基づき算定した。その中には、来年度以降も新型コロナウイルス感染症による影響が多少残ることを想定した上で金額を算定しており、それに対して沿線自治体と協調して支援を行っている。

また、野岩鉄道は生6ページの野岩鉄道経営安定化補助金があるが、こちらも同様の方法により栃木県や沿線自治体と

協議して支援を行っている。

なお、阿武隈急行は生7ページの阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金であるが、前述の補助金とは性格が異なっている。阿武隈急行の定期的な計画的な施設整備や車両購入に対する支援との位置づけであるが、会社の計画に基づき沿線自治体と協調して、施設整備や車両更新に係る経費を支援する内容である。

吉田英策委員

生20ページの福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例について、先ほど条ずれ、項目のずれによる改正との説明があり、議案説明資料には電気事業法の一部改正に伴うとの記載があるが、詳細を聞く。また、県内でも太陽光発電や風力発電に係るアセスメントが現在行われているが、そのアセスメントにおける影響の有無を聞く。

環境共生課長

国の電気事業法の一部改正だが、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図る電気事業法等の一部を改正する法律が昨年4月に施行され、それに伴い条例も改正することとなった。内容だが、これまで省出力発電設備というものを項立てして規定していたが、それが条例本文に盛り込まれたため項が削除され、それにより項ずれを起こして県の条例でも引用している部分に変更になる。なお、条例改正によるアセスメント、環境影響評価に対する影響はないと考えている。

(3月10日(木) 生活環境部)

吉田英策委員

何点かあるが、まずは除染について聞く。除染には国直轄除染と市町村除染があるが、県は市町村除染に対して責任を持つとの立場で、国直轄除染に対しても住民が本当に安心できるよう国に対して除染を進めるようきちんと述べる姿勢が重要だと思っている。国は特定復興再生拠点区域において年間被曝線量が20mSv以内になるよう除染していくとのことだが、それでも基準値を超える箇所が各地で発生しているため、再除染が求められる事態となっている。この再除染に対して、県はどのような姿勢なのか。

除染対策課長

いわゆるフォローアップ除染は、汚染の広がりや程度、地形等の状況を踏まえ地元自治体の意見も聞きながら、各現場に応じた効果的な手法により国が実施している。県としては、そのような地元自治体の実情に配慮しつつ、今後も必要な除染が確実に実施されるよう引き続き国に求めていきたい。

吉田英策委員

国に求めていくのは当然だが、そのような地域でも準備宿泊や帰還は進められている。私は根本的に年間20mSv以内でも高いと思っており、今定例会の代表質問では1mSv以下を基本にすべきではないかと質問した。それに対して、長期目標としては1mSv以下を目指し、県としてはそうした目標を堅持して必要な除染が確実に実施できるように求めていく考えとの部長答弁があったが、長期目標とはどのようなことか。放射能は自然と減衰するため、長期的に見ればそのうち1mSvになるであろうとのスタンスだとすると、とんでもない話である。1mSv以下を基本とするよう国にきちんと述べるべきと思うが、どうか。

除染対策課長

福島復興再生基本方針における長期目標では避難指示解除後の追加被曝線量が年間1mSv以下になることを目指していくとされているため、県としては当該目標を堅持しつつ、必要な除染が確実に実施されるよう引き続き国に求めていきたい。

吉田英策委員

長期とは、国はどの程度のスパンと考えているのか。

除染対策課長

明確には示されていない。

吉田英策委員

長期という言葉を使用して誰も理解できないことにするのではなく、今後帰還して人が住むわけであるから、再除染はもちろんのこと特定復興再生拠点区域内の除染は1mSvまでとするよう強く協議してほしいが、どうか。

除染対策課長

特定復興再生拠点区域の除染について、今春の避難指示解除に向けて準備している町村もあるため、当然その解除に支障を来さないように確実に除染を行うよう、引き続き国に求めている。

吉田英策委員

特定復興再生拠点区域外の除染はどうか。例えば富岡町長や双葉町長が復興は全除染が出発点だと述べていたはずだが、拠点区域外の除染の見通しが立っていない。報道では岸田首相曰く「将来的には帰還困難区域全てを避難指示解除する」、「復興再生に責任を持って取り組む」とされていることから視野には入っていると思うが、どのようなペースで進むのか。スケジュールも含めてきちんと除染を求めることが必要だと思うが、どうか。

除染対策課長

昨年8月に国が方針を示したが、まずは帰還意向のある全ての住民が早期に帰還できるよう市町村等と連携しながら除染を進めていくこと、そして帰還意向のない住民の土地や家屋等の除染の取扱いについても、スケジュールや手法、範囲等について地元自治体と真摯に協議を重ねて意向を十分に踏まえながら帰還困難区域全ての避難指示解除に向けて、除染等に最後まで責任を持って取り組むよう県として国に求めている。

吉田英策委員

ぜひとも国に強く求めるよう願う。帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外の除染は、希望する場所だけ除染してもほかの箇所が高線量であれば帰還できないと地域住民からの声もあるため、基本的には全地域を除染するよう強く求めている。

次に、昨日の常任委員会でも質疑したが、現在現場保管されている除去土壌について県はどのような方針なのか。約19万か所あった現場保管が今年1月末では1,700か所まで減少したと報道で聞き、本当に進んだと思う。しかし、803か所が搬出できず残っており、中には建物の建設や転売、他の用途に利用されているケースもあるようだが、搬出できないため留めておくよう当時の国の方針のもとで現場保管が行われたと理解している。このような現場保管の処分について、県はどのような方針なのか。

除染対策課長

現場保管のうち搬出が難しい案件について、現在各自治体では、定期的に土地所有者を訪問するなど、搬出に向けた取組を行っている。県では、国と連携し連絡会議の開催や自治体への個別訪問等を実施して助言を行う等搬出に向けて取り組んでいる。今すぐの搬出がなかなか難しい土地もあるため、例えば連絡が取れない土地について重点的に搬出を進めるなどの取組を行っており、引き続き国や市町村と連携して取り組んでいきたい。

吉田英策委員

毎日新聞の報道によると、地権者と市町村が将来予定がない場所に保管することなどを取り決めた同意書を取り交わし、地中にある除去土壌の撤去費用は自己負担になるとのことだが、除去土壌の撤去費用は報道どおり原則自己負担になるのか。

除染対策課長

例えば上面に構築物を建てたケースがあるが、そのほとんどは土地所有者の事情で設置している。この場合は、これまで設置者の責任で撤去しており、現在も同様の対応である。

吉田英策委員

その対応では803か所の撤去も進まないのではないかと。国で撤去に係る支援や助成の制度を設ければよいと思うが、どうか。国に求める考えはないか。

除染対策課長

これまで設置者の責任により自己負担で撤去している事例があるため、それらとのバランスを踏まえると難しい部分もあるが、搬出に向けた今後の対策等は引き続き国と連携しながら対応していきたい。

吉田英策委員

搬出完了に向けて支援も含めた対策を是非とも検討するよう願う。

次に、部長説明でも触れていた福島県沖地震の災害廃棄物に係る取組について、進捗は約14%との説明だったが、県全体の進捗を聞く。

一般廃棄物課長

昨年2月に発生した福島県沖地震に係る災害廃棄物の処理状況だが、昨年11月末現在で14.7%にとどまっている。災害廃棄物の処理は、片づけごみと公費解体による撤去物の処理に大きく分けられるが、そのうち片づけごみは86.4%の進捗に対し、損壊家屋は11.1%である。災害廃棄物のうち95%を占める公費解体による撤去物の処理については、現在市町村によって進捗状況に差が見られる状況であるが、対象件数が極めて多い福島市や郡山市等において公費解体に係る申請書の審査や現場確認等でかなりの時間を要したことなどが要因として挙げられる。ただし、現時点ではほとんどの工事が既に発注済みであり、年明け以降処理速度がかなり加速している。また、市町村の中には学校の校舎や結婚式場、旅館等の大きな案件を抱えていたり、その中でアスベストなどの有害廃棄物等が発見される場合もあるため、処理に時間を要している現状がある。昨年11月末時点での進捗率は14.7%であるが、今年3月末時点では約60%に達すると見込んでいる。

吉田英策委員

アスベストなどの問題が発生しているとのことだが、この間県は一刻も早く進めるために被災自治体に対してどのように支援し取組を行ってきたのか、詳しく聞く。

一般廃棄物課長

まず発災直後は市町村に職員を派遣し、仮置場の適正管理や災害廃棄物の処理で県と応援協定を締結している産業資源循環協会の活用について助言を行った。さらに、各市町村で廃棄物処理に係る国庫補助金が効果的に活用できるよう、国の担当省に出席を求めて廃棄物処理の実務に係る説明会を2回開催した。加えて、その後の処理に当たり、解体工事に伴う設計積算方法や適切な契約手続など技術的な助言も行っている。

紺野長人委員

昨日質疑すればよかったのだが、PCB廃棄物関係について聞く。昨夜行きつけの食堂で、偶然電設会社の社長とこの件について話をした。本当に困っているようで、冗談半分だが、罰金1,000万円を支払ったほうが安上がりかもしれないとの話であった。廃棄事業者に対する支援は、生11ページのPCB廃棄物適正処理事業に含まれているのか。また、PCB廃棄物の処理費用は大変高額であるようだが、例えばPCBを高濃度に含んでいる廃棄物を県が代執行した場合の処理費用は幾らかかるのか。

産業廃棄物課長

まずPCB廃棄物適正処理事業における県の支援について、当該事業では県が専門職員を配置して工場や事業所に立ち入り、所有する機械のPCB含有の有無を調査し、含有する場合は処理方法などの指導を行っている。また、PCBが含まれているか否か判別できない機器がある場合は、調査や分析に要する費用を補助しており、それらの経費が当該事業予算に含まれている。なお、処分に当たっては国と都道府県が出資した基金からの出捐もあるため、そのような支援制度の案内などの助言も行っている。

次に、高濃度のPCB廃棄物の処理費用については、処分する廃棄物の大きさによって価格が上下するが、例えば現在県内で多く廃棄されている約50kgのコンデンサー程度の廃棄物は、1台当たり約80万円の処分費用が発生する。また、高濃度のPCB廃棄物は処分場所が限定されており本県の場合は北海道室蘭市であるため、その収集運搬費用も1回当たり約100万円発生し、合計200万円弱の費用がかかる。

県が処分する場合は経費に対して75%の補助、民間事業者が処分する場合でも中小企業は70%、個人は95%の補助が国から受けられる。

紺野長人委員

今ほど説明があった内容だが、関係事業者にはすでに周知しているのか。逆に言えば、この機会にきちんと処分するよう周知をした上で指導しているとの理解でよいか。

産業廃棄物課長

PCB含有機器を保有する可能性のある事業者に対しては、県でアンケート調査を行ったり、先ほど述べたように専門職員を現場に派遣して内容を確認しているほか、新聞やチラシ掲載による広報を行うなどして周知を図っている。

伊藤達也委員

中間貯蔵施設事業について聞く。昨日の部長説明要旨にも「県外最終処分の確実な実施に向けて、引き続き、国に対して全国的な理解の醸成などを求めるとともに、県としても県民の関心を高めるための情報発信を行ってまいります」と記載があったが、この県民の関心を高めるとはどのような関心なのか。8,000Bq以下の除去土壌の再生利用を進めるための関心なのか、それとも南相馬市や二本松市で頓挫した経過を踏まえてなのか、はたまた2045年までに県外で最終処分がなされるため県民としても安心してほしい旨の関心なのか、その辺を説明願う。

中間貯蔵施設等対策室長

委員指摘の除去土壌等の最終処分に向けた情報発信にて想定している広報内容だが、国が実施したアンケートによると県外最終処分に係る認知率が県内においても5割にとどまっている状況である。県外最終処分に向けた具体的な方針や工程表が国から示されていないため、県として早期提示など確実に県外最終処分を行うよう国に求めていく上で県民の関心を高めることは非常に重要であり、情報発信を強化するとの考えに基づく。

具体的な内容だが、中間貯蔵施設の受入れの経緯や施設稼働の現状、県の安全対策の取組状況等を含め、県外最終処分に向けた情報をできるだけ分かりやすく示し、県民に知ってほしいと考えている。広報誌を年2回程度作成して市町村や関係施設のほか、連携協定を締結している企業への配布も考えている。また、多くの県民の目に触れてもらうとの観点から、新聞との連携や県公式ツイッターなどの既存のSNS等を活用した効果的な展開ができるよう工夫しながら広報していきたい。

伊藤達也委員

県外最終処分の県内認知度は約5割とのことだが、全国的にはどうか。国は調査しているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

県外最終処分に係る県外の認知度について、昨年国が行ったアンケートの結果では約2割だった。

伊藤達也委員

なかなか認知度が低い。国も東京都や名古屋市、今後は福岡市等でも対話集会を開催することとのことだが、最終処分地の決定までかなり難航すると思う。先ほど国が工程表を示していないとの説明があったが、我々も県としてもしっかりと国に要望していかなければならない。2045年までに最終処分を行うのであれば、中間貯蔵施設からの搬出までに要する時間や、その場合から逆算した最終処分地の決定、さらに再生利用を4分の3進めるのであればその土地や所要時間など、県でも決めてその都度しっかりと国に要望していく必要があるが、何か県で検討中で答弁できる内容があれば聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

現段階で示せるわけではないが、当然県の内部で検討を行っている。最終処分地決定や施設整備の時期、輸送計画策定などの段階があると思うが、それらを具体的にイメージしながら政府要望や中間貯蔵施設環境安全委員会等のあらゆる機会を通じて国に要望していきたい。

伊藤達也委員

多大なる尽力に感謝を述べる。現在私は公明党県議団としても環境省から話を聞き、我が党でも県よりも少し厳し目で

タイムスケジュールの作成を進めようと考えている。最終処分地が決まらなかったことによるツケを回されることだけはされたくないため、それを避けるために工夫していきたい。2045年までに最終処分地が決定せず中間貯蔵施設をもう少し延長してほしいと言わせないためにも、約1,800人の地権者や双葉町や大熊町の意向を踏まえた上で2045年以降の跡地利用もしっかり考えていきたいと思っている。

その上で、福島イノベーション・コースト構想等も動き出しつつその地域の2045年以降の姿を想像し、本当なら大人気の土地となり何もせずとも皆から望まれる形にしていきたいと思っている。

これは提案なので答弁は不要だが、国による最終処分地の選定も注視し遅れているようであれば2045年以降の姿をしっかりと示す。例えば宇宙ポートの建設など何でもよいと思うが、町と県が中心となり夢のある事業を進めていくことにより、2045年までに必ず最終処分しなければならないとの圧力を国に示していきたい。今後も様々な情報交換を行っていききたいので、よろしく願う。

星公正委員

2点あるが、1点目は犯罪被害者支援について聞く。本年の4月1日から福島県犯罪被害者等支援条例が施行され、被害者に見舞金支給や転居費用助成等を行うとされたが、これらの支援は県が基金等を創設してそこから捻出するのか。市町村とはどのように関係するのか。部長説明要旨には「現在、支援に関する基本方針や具体的施策に関する計画を取りまとめているところであります」と記載があるが、間もなく4月を迎え具体的な形になってきていると思うため詳しく聞く。支援金の算定などは決まっているのか。

男女共生課長

犯罪被害者等見舞金は、殺人や傷害などの犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の遺族や重傷を負った犯罪被害者に対し、見舞金や転居費用を支給する制度である。方法としては、見舞金等を支給した市町村に対して県による費用の一部補助を考えている。市町村が支給するため、市町村における制度創設や予算の確保等が課題となっているが、令和4年度当初から制度化するのは白河市、三春町、西郷村の3市町村と聞く。よって、市町村の取組を進めるため、これまでも市町村を対象とした説明会を開催して制度化を働きかけてきた。来年度も同様の説明会を開催し、事業実施要綱のひな形を具体的に提示するなど実務に係る支援を行い、市町村に取り組んでもらえる働きかけを進めていきたい。

星公正委員

これから始まる制度のため、県による指導が非常に重要であると理解した。市町村によって支援内容に差があると困るため、統一が取れるよう指導を行うよう願う。

次に、自転車の安全で適正な利用の促進について聞く。本年の4月1日から自転車保険への加入が義務化となるが、自転車保険はどこかの損保会社が取り扱うのか、全国的に取り扱うのか。

生活交通課長

福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例において、自転車保険の加入義務化をうたっている。自転車の利用者が加害者の立場になり、中には1億円近い多額の損害賠償を求められる事例も全国的に発生している等の社会的な問題の背景要因も踏まえ、国が各都道府県に対して本県のような自転車保険の加入義務化を盛り込んだ条例を制定するよう助言している状況である。直近の状況を述べると、昨年10月1日現在で34都道府県が自転車条例を制定しており、うち23都道府県が自転車保険の加入義務化を盛り込んでいる。

なお、自転車保険は多種多様に存在するが、最も簡単なのはいわゆるサイクル保険と呼ばれる保険で、自転車利用者が相手にけが等を負わせた場合の損害賠償をカバーする保険である。ほかには、自動車保険の任意保険の中の特約として個人賠償責任保険も含まれているなど、自動車保険や傷害保険などに特約が付されている場合もある。また、子供たちを例に述べると、小中学生や高校生は学校やPTA単位で個人賠償保険に加入しているケースもあり、中には自転車で相手方にけがを負わせた場合の補償が含まれている内容もある。さらに、自転車本体に付する保険もある。自転車整備士がいる小売店で整備し、加えて約2,000円を支払うと自転車に貼付されるTSマークには、1年間の保険も含まれている。この

ように様々な種類の保険があるが、県としてはまず実情を県民に伝えた上で、各自の自転車利用の状況に合った保険に加入してもらえようしっかりと周知していきたい。

星公正委員

制度は理解したが、加入は任意ではないか。自転車所持者全員の加入が理想だが、今後の加入率などはどのように考えているのか。

生活交通課長

条例では自転車利用者に対して保険の義務化をうたっているが、罰則はない。まさに委員指摘のとおり、これから保険加入を図っていく上で加入率を追っていく必要があると考えている。最近の状況を述べると、条例施行前の令和3年6～7月にかけて県政世論調査を行った結果、自転車を利用すると回答した人のうち自転車保険に加入していると回答したのは44%であった。この県政世論調査は毎年同じ時期に行っているため、当面は当該調査を活用しながら加入率の推移を注視し、どのような対応が必要かしっかりと検討していきたい。

宮下雅志委員

来年度が初年度である新しい総合計画には、福島県復興計画及びふくしま創生総合戦略が実行計画（アクションプラン）として位置づけられている。その中で人口ビジョンが示され、2040年に県民の希望出生率に基づく合計特殊出生率2.11、2030年に社会動態プラスマイナスゼロを実現するとの目標値が位置づけられたが、これは県の施策として目指すべき目標として設定されたとのことである。

なお、アクションプランの一つであるふくしま創生総合戦略においても、かなりの部分を生活環境部が担っている。例えば、4つの基本目標のうち「暮らしの豊かさを実感できる地域をつくる（暮らし）」の大部分は、まさに生活環境部が担っていくであろうと思っている。そこで、具体的な数値目標が掲げられた総合戦略の実現を生活環境部はどのように受け止め、また数値目標の実現に向けて取り組んでいくのか。

生活環境部政策監

新しい総合計画に基づく具体的な目標にどのように取り組んでいくかとの質問だと思うが、スローガンにあるように「ひとつ、ひとつ」実現することである。生活環境部として、まずは先ほども触れていた除染や中間貯蔵施設等の環境回復の部分、さらに地球温暖化やごみの減量化に対して県民、事業者問わず日本や世界と一緒に取り組む中で、本県もしっかり役割を担っている。複合災害を受けた本県としては、今述べた2本の柱を掲げて進んでいく。来年度の事業は昨日説明したとおりだが、県だけで数値目標を達成できるものではないため、国とよく連携して財源や助言を得ながら、さらに市町村と現況を把握、共有した上で事業者とも連携を図っていく。CO₂の削減などは県民一人一人の取組が重要であるため、目標達成に向けて一つ一つしっかりと取り組んでいく。

宮下雅志委員

新たな総合計画のアクションプランであるふくしま創生総合戦略には、令和6年の人口174万人を目指すことが明確に示されている。この目標達成に向けて各部局が一体となって取り組んでいき、基本目標も4つ掲げてまずは成果やアウトカムを重視した数値目標を出していく。さらに具体的な施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を設定する、加えて県民の意識や満足度を把握する県民参考指標を設定する。これらが実現されているか否かを確認し、施策効果を検証して改善を行う仕組みを構築していく。これがPDCAサイクルである。

総合計画のアクションプランであるふくしま創生総合戦略終期の令和6年に人口を174万人に維持し、2040年には150万人程度の維持を目指し、それに向けて本県の重要な課題の一つである地方創生を実現していくことが新たな総合計画の中でも非常に特徴的で重要なポイントであると思う。各部局が今まで進めてきた様々な政策や事業を実現していくのは当然だが、新たな総合計画の目標に結びつく取組にもしていかなければならない。

令和2年が始期である現行の創生総合戦略には、例えば基本目標3の「暮らしの豊かさを実感できる地域をつくる」には、「安全で安心な暮らしをつくる」、「ゆとりと潤いある暮らし」、「環境に優しい暮らしをつくる」の3項目がある。成

果目標である「住んでいる地域が住みやすい」と思っている人の割合を現状値の69.3%から6年には維持・上昇を目指すとなっている。また、県民参考指標のうち「地元産の食材を積極的に使用している」人の割合や、「自然が豊かで、美しい景観がある」と思っている人の割合について、いずれも上昇を目指すとなっている。当該戦略は策定から2年が経過するが、2年度はどのような検証を行ったのか。

生活環境部政策監

検証等については答えきれない部分があるが、新しい総合計画の策定過程や来年度の重点事業等を計画する段階においては、委員指摘のKPI（重要業績評価指標）とのつながりをよく考えるよう担当部署からの指示を受け、それぞれ積み重ねてきたところである。個々の事業については、当然今までの反省や経過を踏まえつつ、先ほど触れていた人口維持の目標にもつながるように、住みやすい、安全安心などの観点を各事業で意識的に捉えて構築できたと思う。ただし、もう少し大きな見方や捉え方による各事業の振り返り作業は、今後改めて行っていきたい。

宮下雅志委員

新たな総合計画を実現する上で示された数値目標は、これまでの総合計画を踏まえると画期的な取組だと思う。要するに、目指すべき数値を示し従来の事務事業を実施するだけでは駄目であり、社会動態プラスマイナスゼロを2040年までに実現すると県が述べているため、従来の取組における方向性や質を相当変えていく必要があると思っている。

これまで総合戦略を実現可能にするための様々な仕組みが存在し、今述べたような指標の設定や地域創生・人口減少対策有識者会議での意見聴取、RESAS（地域経済分析システム）の活用や官民ビッグデータの分析等により現状把握や将来像の分析等を行い、その分析結果をPDCAサイクルにおいて活用し、施策の充実や見直しにつなげていく手法がある。これらは企画調整部が所管かと思うが、ある意味仕組みとしては水も漏らさぬ体制ができてきているものの、実際にこれらの取組で社会動態プラスマイナスゼロを実現していけるのか。各部局がどのような取組を行っていくかがとても重要である。この点については定例会の総括審査会で聞く予定だが、その前に確認すべく生活環境部関連の内容を現在質問している。

総務部行政経営課に確認したところ、組織体制づくりは結局各部局からの声が必要のようである。この事業がこのように展開したが、もう少し結果を出すために必要な組織体制やもっと人員を増やしていく必要がある、との声が各部局から施策ごとに出た場合に、行政経営課としては県全体の行政の流れを見て対応するとの回答であった。つまり、まずハンドリングを担う企画調整部が非常に重要な位置づけであるが、各部局でもこれまでの施策や事務事業に係る効果、成果をしっかり分析し、自分たちで必要な事業を提案しながら行政経営課に求めていく取組が必要ではないか。非常に高いレベルの目標が設定されたものの、現実問題として現在の本県の転出超過約6,000人をゼロにするわけであるから相当な取組を要するが、考えを聞く。

生活環境部政策監

委員指摘の行政組織人員について、例えば地球温暖化対策は生活環境部と企画調整部の再生可能エネルギー担当部署が両輪で進めていくが、商工労働部などほぼ全庁が関係してくる。今後進めていく際にどのような組織体制が必要になるかは生活環境部で提案できる部分も少なからずあると思うため、組織要求や予算要求など様々な場面を全ての事業に置き換え、予算人員組織との観点で検討しながら進めていきたい。これまで全く取り組んでこなかったわけではないが、その大きな変化として捉えられなかったのかもしれない。委員指摘のとおり、明確な目標を掲げ、大きな視点で緻密な分析を行うことができる組織づくりを考えていきたい。

吉田英策委員

冊子として配付された福島県地球温暖化対策推進計画について、計画内で本県の温室効果ガス総排出量は約1,600万tと記載されていたと思うが、根拠を聞く。

環境共生課長

排出量は、国が定める手法に基づき計算して推計している。具体的には、産業部門、運輸部門、民生業務部門、民生家

庭部門、廃棄物部門からの県内のエネルギー消費量を二酸化炭素に換算している。さらに、メタンなども含めた温室効果ガスのトータルとして積算した結果が記載の数字である。

吉田英策委員

産業部門や民生部門などの説明があったが、最多を占めるのは石炭火力発電所からの排出ではないかと思う。それは総排出量約1,600万tには含まれないはずだが、県は石炭火力発電所からの排出量を計算しているのか。

環境共生課長

先ほども説明したが、排出量は消費された場所でカウントされるため、石炭火力発電所については県内で生じている部分もあるものの、多くは首都圏でカウントされる。また、石炭火力発電所からの排出量に係る正確な数字は手元にはないが、発電した電力の約7割は県外に流れており、残り約3割は県内だったかと思う。

吉田英策委員

国がそのような算出方法を用いているために、県は石炭火力発電所に係る排出量を把握していないと推察するが、県内には現在稼働している火力発電所が14基あったはずであり、排出量は相当あるのではないか。この排出量を県独自で把握する必要があると思うが、どうか。

環境共生課長

委員指摘の点は企画調整部のエネルギー課が所管かもしれないが、そのような担当部署と連携し把握できるか否かも含めて考えていきたい。

吉田英策委員

二酸化炭素の排出量には様々な試算方法がある。県が把握している間接排出量は約1,600万tだが、県内全ての直接排出量を計算すると4,500万tであると述べるNPO法人もいる。そのように、県内全体の二酸化炭素、温室効果ガスの排出量を県が把握する必要があると思う。国は様々な基準を設けて消費地における排出量としているが、県は独自で把握する必要があるのではないか。今後把握していくべきだと思うが、どうか。

環境共生課長

エネルギーを所管している部署に相談しながら、今後の対応について考えていきたい。

吉田英策委員

地球温暖化推進計画においても、ごみの減量や太陽光発電の設置など県民に努力させようとしているが、産業界や発電所に対する排出量削減は求めないとなってしまうので、それはいかがかと思う。5つの部門があっても、県内全域で把握して排出量を明確にすることが必要であり、その点について国や火力発電所に対しても強く述べるべきであると要望する。

吉田英策委員

2点ほど質問する。1点は地域交通についてである。私も事業所や地域に積極的に支援を行い、バス路線の維持に向けて取り組むよう地域から様々な要望を受けているため、是非とも答弁願う。来年度の当初予算でも地域生活バス路線の維持対策に係る費用が計上されており、積極的に地域路線を守るべく取り組んでいることは十分承知している。その上で、現在、過疎地域や山間部地域のバス利用が極端に少なくなり、いつ路線が廃止されるか分からない状況にあるが、路線バスに係る現在の支援内容を聞く。また、今後の状況はどのように考えているのか。

生活交通課長

当初予算ベースで説明するが、委員指摘のとおり生7ページの生活路線バス運行維持のための補助（通常）は、国と連携して市町村をまたぐ広域幹線バス路線に対する支援である。当該事業において、来年度は43路線に対して計約1億5,500万円の補助を想定している。また、車両購入への補助も53台で計約6,700万円を見込んで計上している。そして被災地域生活交通支援事業は、浜通りの避難地域を運行するバス路線に対する支援として約1億1,160万円を計上しているが、国の補助が2分の1含まれている。さらに、市町村生活交通対策のための補助は、市町村が独自に運行するコミュニティーバスやデマンド型交通への支援、また各種実証事業に対する支援として約1億8,200万円を計上している。

なお、これらの予算以外にも、各地域の様々な事情を踏まえて路線バスなど地域の足をどのようにして守っていくかの点で、悩みながら対応している状況である。県としても、各市町村が取り組む実証事業については検討段階から参加して他地域の取組等を紹介しつつ、当該地域にどのような方法が適するかを自治体と一緒に考えて良い結果につながるよう支援していく考えである。各地域と共にしっかり対応していきたい。

吉田英策委員

地域の実情に応じて市町村を支援していくとの説明であったが、利用者がなかなか増えない実態もある。赤字補填だけでは限界があると思うため、利用者を増やすための取組を市町村とどのように行っていくか考えはあるか。

生活交通課長

委員指摘の点は、非常に難しい現実問題である。ただ単に利用してもらうだけではなく、利用促進と並行して利便性の向上が大事だと考えている。利便性の向上について市町村に聞いてみると、例えば運行ルートや運行ダイヤ設定等が利用者のニーズと一致しないとの声や、利用者はどうしても高齢者が多いため例えばデマンド型交通の予約方法をより工夫できないかとの声が出ている。各自治体も工夫してはいるが、各地域になかなか浸透しないとの悩みもあると聞く。その辺りも踏まえ、好事例等を交えながら実証実験の中で試しつつ、利用者の声も聞きながら改善に努めていきたい。なお、利用促進についても、公共交通の利用は環境負荷軽減の観点でも非常に有効であるため、関係部署と連携しながらしっかりと周知していきたい。

吉田英策委員

利用者を増やす取組の一つとして、デマンド型タクシー等の利用拡大も重要だと思っている。利用しやすい仕組みの構築が大事だと思う。

また、生活環境部所管か不明だが、シルバーパスについて聞く。高齢者が気軽に安心して利用できる制度も検討すべきではないか。福島市ではそのような制度があるが、全県に広げる必要があると思う。保健福祉部との連携も要するかもしれないが、シルバーパス制度の導入についてどのように考えているか。

生活交通課長

委員指摘の取組は、福祉的な施策として実施している市町村も目立つが、ある一定の年齢の利用者に対してタクシーやバス利用で利用できる共通券を配布する事業を実施する自治体が県内でも数多くあると認識している。このような制度や事業は各自治体の判断で実施しているが、話を聞くと、まずは公共交通の体系において自治体でどこまでカバーするかである。100%のカバーは難しい状況もあると思うが、取り残された住民に対して、シルバーパスも含めてどのようにフォローするか各自治体が地域の実情に応じて検討していると聞く。

当課は公共交通体系の確立が使命であると認識しているため、まずは各地域の実情に応じてどのような交通体系を構築していくか、自治体としっかり連携しながら対応していきたい。

小林昭一委員

今の公共交通対策の質問に関連して聞く。現状の課題として、税金を投入してこれだけの支援を行うのかと住民誰もが一度は考えていると思う。例えば、朝の通勤通学時に会津若松市と会津坂下町や柳津町間を運行してもらえるのはよいが、ピーク時を過ぎた後は空気を運んでいる状態である。道路運送法などの法令で規制されているのは仕方ないと思うし、空気を運ぶかのごとく運行しているバスを見ても、県や市町村の税金が投入されていると意見する住民はあまりいないであろうから我々が言うしかないと思うが、極端な話、7人乗りの大きくて背の高いワゴン車のような車種を1時間おきに運行すればよいのではないか。私は会津若松市で会食した際に代行運転で帰宅するが、1時間おきのダイヤであれば利用すると思う。利用方法となると様々な課題が出てくるが、国が法改正等で乗合自動車という古い概念を何とか変えることができるのではないか。私も以前、バス停を移動させる場面に携わったが、30m動かすだけでも問題になった。それでも、現在は手を挙げると停車してくれるデマンド型バスも利用できるようになった。

公共交通の利用頻度の在り方を見直していかないと、このまま誰も話題にしなければ毎年2億円近い費用をつぎ込むこ

とになり、言葉は悪いがバス会社のための支援なのかとの話になってしまう。実態や事情を市町村から聞いたり、住民に対するアンケートを実施するなどして今後の方向性や費用の使途を見直せないかと考えるが、どうか。

生活交通課長

委員指摘の点について、決して補助金をそのまま支払っているわけではない。通常バスや広域バスの路線の補助金は国と県が2分の1ずつ補助しているが、補助には条件があり1日3回以上運行している便でかつ1日当たりの輸送量が15人以上の路線が対象となる。単純に計算すると3回×5人=15人となり、1回当たり最低5人の利用者がいないと厳しい。その5人は普通に考えるとマイクロバス等でも足りることになる。委員が述べた空気を運ぶとの表現が適切か否か分からないが、各地域におけるバス利用についてはこのような現状である。

この点は、各地域のバス路線やデマンド交通などを含め、行政や住民が将来像をしっかりと検討することが重要ではないかと考えている。例えば会津若松市の湊地区ではNPO法人が主体となりデマンド交通を立ち上げている。地元住民と運行ルート等を検討し、合意を得た上で有償で運行を開始させたという画期的な取組を行っている。全ての地域で同様の取組ができるかは課題もあるが、そのような地域住民主体の取組を横展開しながら自治体と一緒に考えていきたい。

円谷健市委員

部長説明要旨に記載されている内容について2点ほど聞く。

まずは循環型社会の形成について、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」という言葉が出てきた。後で調べて意味を理解したが、知らない人がかなり多いのではないかと。エシカル消費という言葉自体、まして言葉の意味を知る県民はほとんどいないのではないかと。今後エシカル消費に取り組んでいく上では県民に強くアピールしていかないと理解してもらえないと思うため、周知方法や考えがあれば聞く。

消費生活課長

賢い消費という言葉が英語で表したのがエシカル消費だが、委員指摘のとおりまだまだ認知度が非常に低い。消費者庁が令和元年度にエシカル消費の認知度に係る全国調査を行っているが、知っているという回答した割合が12.2%であり、全国的にもまだ知られておらず非常に低調な状況である。

エシカル消費は環境への配慮が一番大きな意味合いを持ち、人や社会、環境に配慮した消費行動としてSDGsの12番目の目標である「つくる責任、つかう責任」にひもづいている。代表的な行動の中でも、食品ロス削減に関してスーパーマーケットで賞味期限や消費期限が近い手前の商品を購入したり、食べ切れる分だけ買うなどの行動が最も身近である。持続可能な社会という大きな枠では、持続可能な農業の形態で生産された作物や持続可能な漁業の形態で捕獲された魚介類を食べたり、熱帯雨林地域で生産されているバナナに関しても労働者の雇用が保障されている農園のバナナを選択するなど、地球の裏側の人や地域環境にも配慮して消費することが、結果として循環型社会や地球温暖化対策につながるという理念である。

ただし、今説明した理念は非常に大きく、どこから取りかかったらよいか迷う部分もあるため、県としてはまず、例えばごみを捨てないということだけでなく、なぜ捨ててはいけないか、なぜ食べ残してはいけないかとの根本的な考え方について、エシカル消費という言葉を通じて県民に分かりやすく広報していきたい。また、それらは実践しないと意味がないため、日頃買物に出向くスーパーマーケットの目につく場所に広報物を掲示するなど、まずは買物時に食品ロス削減の部分から取り組んでもらう。また、環境に配慮した商品に表示されるフェアトレードマークやME L（マリン・エコ・ラベル）マーク等の様々な認証マークが表示された商品の積極的な購入などに波及させていきたいと考えている。

県としても来年度初めに、大学生など若者の考えを取り入れたポスターの掲示や生活協同組合の店舗をモデル店舗、実証店舗として商品棚の目に触れやすい箇所へのポップ表示などの掲示に加え、エシカル消費の内容を案内する展示コーナーの設営や親子参加型のワークショップ実施などのモデル事業を行っていく。そのような取組を他の店舗にも広げていきたい。

円谷健市委員

エシカル消費には広い意味が包含されていると理解した。そういう意味では、企業におけるエシカル消費の取組も必要になってくると思うため、この点も是非考えるよう願う。

次に、部長説明要旨に「消費生活の安定・向上につきましては、消費者被害を未然に防止し、消費者の安全を確保するため、成年年齢引下げを踏まえた若年者への消費者教育の強化」と記載があるが、この若年者に限定した消費者教育の強化に係る具体的な方法や場所を聞く。

消費生活課長

本年の4月1日付けで施行予定の改正民法において、今春の高校卒業生が一斉に18歳となり成人扱いに変わる。これは大きな変化でありで消費者教育とも関係してくるため、県教育委員会と連携して3年前から高校生に対して消費者庁が作成した「社会への扉」という教材を毎年配布している。通常の高校教育の社会や家庭科の科目に加える形で教材を用いているが、その教材には契約やお金の使い方、クレジット、ローン、キャッシュレス社会における支払い方法、それらのトラブルに遭遇した場合の対応方法等が記載されている。この冊子を活用した授業を行うよう求めており、毎年授業を実施する高校数を調査しているが、昨年度は県内の高校の82%が教科書の内容に加える形で先ほど述べた教材も活用しながら消費者教育をに取り組んでもらっている。

また、高齢者向けも含めるが、県でも小中学校、高校、特別支援学校等を対象とした出前講座を実施している。今年度は2月末時点で年代問わず合計66回、3,009名に対して出前講座を開催しているが、そのうちの49回、約74%は学生や若者向けである。この実績は経年変化で見ると増加傾向にあり、県としてはこのような出前講座のほか、中学校や高校にも啓発教材の配布を行っている。また、教材の使用方法が分からない場合は、教員向けの講座実施や啓発用のチラシ、パンフレット等の配布を行っている。さらに、メディアを通じて注意喚起を呼びかけるなど成年年齢引下げに対する準備を重ねてきた。成年年齢が引き下げられる4月以降にどの程度の被害が出るかは予測できないが、まずは電話すれば全国どこでも消費生活センターの相談窓口につながる消費者ホットライン188の番号周知を強化していきたい。

紺野長人委員

部長説明要旨に記載されている「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスへの導入支援」について聞く。表題や名称の意味は多くの人が一目見て理解できるものがよいと教わってきたが、これを見ても理解できないので当該事業の内容及び導入支援について説明願う。恐らくカーボンニュートラルを進めていくスタート段階ではこの程度の予算かもしれないが、今後拡充していくべき事業だと思うためよろしく説明願う。

環境共生課長

まずネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）は、省エネルギーの徹底を図る住宅である。例えば断熱効果の高い外壁や屋根、窓などを導入し、省エネルギーを徹底した上で最低20%の省エネルギーを実現していく。合わせて、太陽光パネルが典型的な例だが、再生可能エネルギーを生み出す創エネルギーを実施する。このように、省エネルギーと創エネルギーの両輪で年間エネルギーの収支をゼロにする住宅がネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）である。

ZEHという言葉は先ほどのエシカル消費のようにまだまだ認知度が低いと思うため、来年度はまず普及拡大に向けて30件を補助対象とするモデル事業を実施していく。経済性はもちろん、CO₂を排出しない、ネットゼロである点が最大であるが、環境省は健康にも優しいと述べているので、実際の居住者や補助対象者にSNS等で発信してもらおう。県が聞き取りを行って積極的にPRし、県や国の補助を活用してもらおうことで経済的負担も軽減される。初期投資はある程度必要になるが、その分は回収が可能である点をしっかりPRし、住宅の建て替えや新築時には是非とも活用してもらおうことでカーボンニュートラルに向けた取組として家庭部門での削減に繋がるZEHの普及に努めていきたい。当然30件では足りないと思うが、今回をきっかけに広まっていくようきっかけづくりとして進めていきたい。

紺野長人委員

その30件にはどの程度の予算を振り分けるのか。

環境共生課長

1件当たり40万円を考えている。

吉田英策委員

女性参画について聞く。県が策定したふくしま男女共同参画プランの冊子を見ていたが、男女間での格差が最も鮮明なのは賃金であり、男性を100%とすると女性は74.4%しかなかった。民間企業であっても職場における雇用均等や待遇確保に率先して啓発活動を進めていくことが必要だと思うが、その点で県は男女参画における民間企業の取組をどのように進めていくのか。

男女共生課長

男女共同参画を進めていくに当たって、女性活躍の促進が大きな課題となっている。女性の活躍には職場の環境づくり等も大事であることから、組織トップの意識の醸成や女性の意欲を高めていくことが必要で、講演会等を開催し啓発に取り組んでいる。委員指摘の男女間の所得の違いについては、商工労働部が女性の就業支援など対策を進めているため、商工労働部と連携して取り組んでいきたい。

吉田英策委員

職場の環境づくりが大事であり、そのためにも商工労働部と連携しながら取組を進めるとのことだが、私も職場の環境づくりは重要だと思っている。ただし、ポジティブ・アクション（女性社員の活躍推進）に取り組んでいる企業は、現状値でも7.4%と低い。ポジティブ・アクションとは、雇用における男女間の差を解消して女性が活躍できる場を広げる取組である。男女間の格差を解消するための様々な取組を行っている企業が7.4%とは非常に低いため、男女共同参画プランにおける当該数値の引き上げが、男女共生課の大きな業務の一つになるのではないか。県内の民間企業に対する啓発活動を含め、男女格差を解消するための取組を部や課が先頭に立つて行う必要があると思うが、どうか。

男女共生課長

県の男女共同参画プランは、各部局の施策を網羅しながら、県全体で男女共同参画を推進する計画であり、それぞれの部局が取組を進めていかなければいけないと認識している。女性活躍に係る取組は商工労働部が大きく占めるが、生活環境部としても県民の意識の醸成や男性の主体的な家事、育児への参加等が進むよう取組を進めながら、商工労働部と一緒に取り組んでいきたい。

(3月14日(月) 企画調整部)

伊藤達也委員

企画2ページ、ふくしま「若者×メディア芸術×デジタル」推進事業について聞く。今定例会の一般質問でもデジタル技術を活用した文化活動について質問したが、当該事業における展覧会やワークショップ等に係る具体的な内容及び実施時期を聞く。

文化振興課長

委員指摘の事業だが、次年度の新規事業として展覧会やワークショップを企画している。文化芸術基本法において、メディア芸術は「映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術」と規定されているが、その中でも特にパソコン等のデジタル機器を使用した芸術作品を推進していくとして、現時点ではCGアート等の展覧会、コンピューターで作成するCGアートやアニメーションに係るワークショップを考えている。なお、ワークショップの対象は小学生から高校生までを想定している。

さらに、展覧会はアート部門とエンターテイメント部門を検討しており、アート部門は先ほど述べたCGやグラフィックアート等のデジタル作品を考えているが、エンターテイメント部門は幅広く考えており、コンピューターで様々な作品を作成できるため、3次元アニメーションを含む映像作品や電子音楽の展覧会を中学生から大学生まで広く公募して開催したいと考えている。開催時期は未定だが、来年度は若い世代に今ほど説明した新しいデジタル機器を活用した表現方法を学んでもらうべく必要経費を予算に計上している。

伊藤達也委員

すばらしい取組だと思う。しっかりと進めるよう願う。

次に、企画3ページのふるさとふくしま交流・相談支援事業について聞く。避難地域復興局長説明要旨にも「生活支援相談員を始め、関係機関と連携しながら、コミュニティの維持・形成、見守りに努めてまいります」と記載があるが、このコロナ禍でコミュニティ支援員の活動が厳しい状況だと思う。見守りが主体かと思うが、当該事業の具体的な活動内容を聞く。

避難者支援課長

復興支援員による見守り活動の質疑だと思うが、この復興支援員は9都県に47名配置している。委員指摘のとおり、現在コロナ禍のため戸別訪問はなかなか難しく制限されているが、そのような状況でも復興支援員は電話や手紙等により避難者の孤立や孤独を解消すべく活動している。

吉田英策委員

今の質疑に関連するが、企画3ページのふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業及び避難者住宅確保・移転サポート事業について詳しく聞く。また、生活支援相談員はこれらの事業に含まれているのか、含まれていれば詳しい内容を聞く。

避難者支援課長

ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業だが、避難者支援課所管と生活拠点課所管の内容が存在するため、まずは当該課所管分を説明する。ふるさと帰還支援事業は、応急仮設住宅の供用終了期限までに居住を避難元に移転した避難者を対象に転居費用を補助するものである。目的は2つあり、1つは県内外の応急仮設住宅から安定した住まいへの円滑な移行、もう1つは避難元の市町村での移転先の住まい確保である。このように避難者の移転時の負担軽減を図る点から、市町村と共同で補助事業を行うものである。

生活拠点課長

当該課所管分は、総事業費約3,526万円のうち約1,942万円分に当たる避難者の住宅確保支援に係る事業である。国家公務員宿舎に入居している避難者のうち特例延長世帯に対してセーフティネットの貸付け契約を締結しているが、該当者は現在も国家公務員宿舎に入居しているため、国に支払う家賃相当分の予算を計上している。

また、避難者住宅確保・移転サポート事業について、避難指示が継続されている大熊町、双葉町では現在も応急仮設住宅を供与中だが、現時点から住宅確保や生活再建に向けた支援を行う事業である。本県に加え東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県等の8都県において、NPO法人や社会福祉法人に委託する形で相談窓口を設置している。先ほど説明した2町からの避難者は、年数が経過しても避難先の土地柄や家賃相場などの住宅事情に不安を抱えていることに加え、そのような民間賃貸住宅での居住経験がない高齢者世帯などもいるため、避難先での物件の探しや契約時の書類作成に係る相談への対応等、新たな住まいの確保が円滑に実施できるよう支援する事業である。

吉田英策委員

ふるさとふくしま帰還・生活再建事業では転居費用を支援するとの説明であったが、金額など具体的な支援内容を聞く。また、避難者住宅確保・移転サポート事業では避難先において相談窓口を設置しているとの説明であったが、相談員の人数や配置状況を詳しく聞く。

生活拠点課長

ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業は家賃の支払いを行う事業であり、転居費用の支援ではない。また、避難者住宅確保・移転サポート事業における相談窓口の配置状況だが、委託先であるNPO法人や社会福祉法人によってまちまちで、人数は手元にないため申し訳ないが説明できない。

避難者支援課長

ふるさと帰還支援事業における転居費用の補助について、説明が不足していたため改めて説明する。応急仮設住宅が供与されている地域からの避難者が避難指示解除区域に帰還する場合だが、県外世帯が10万円で県内世帯は5万円である。

なお、単身者は県外からで5万円、県内からで3万円である。

吉田英策委員

その額は少し不十分ではないか。増額の検討も必要だと指摘しておく。

次に、企画5ページの首都機能移転対策事業費4万9,000円について、一時期首都機能移転の話で盛り上がったものの、実現不可能として収束したと思っていた。この事業費の使途を聞く。

企画調整課長

首都機能移転に関しては基本的に国会等での議論が中心になるが、そのような動きに係る関係自治体との情報共有や中央省庁への情報収集を図る活動自体は継続しており、その活動に充当している。

吉田英策委員

限られた費用であるため具体的な内容はないかもしれないが、理解した。

次に、企画5ページの福島イノベーション・コースト構想推進事業について聞く。国や市町村、企業との様々な連携に係る費用とのことだが、もう少し具体的に説明願う。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

当該事業費約7億5,700万円のうち最多を占めるのは、大学と復興庁を活用して浜通り地域で大学等に活動してもらう「大学等の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業」であり、約4億3,500万円を計上している。残りは福島イノベーション・コースト構想の様々な情報発信や、当構想を知ってもらうための交流人口拡大に係る事業などである。ほか、福島イノベーション・コースト構想推進機構の法人運営に係る経費が約1億円で、合計約7億5,700万円の事業費となる。

吉田英策委員

3点ほどあるが、まずは企画9ページの再生可能エネルギー復興支援事業について聞く。先ほどの説明では阿武隈山系の風力発電設置に伴う送電線の整備とのことだったが、整備計画の進捗状況、送電線の距離、事業費を説明願う。

エネルギー課長

まず事業概要を説明するが、共用送電線の設置に係る補助金と、送電線に接続する風力発電と太陽光発電設置に係る補助金の交付である。共用送電線は全体で約80kmのうち主に沿岸部の53kmで既に共用を開始しており、それに接続する太陽光発電事業も全て開始している。残り約27kmの共用送電線工事に係る補助金と今後着工が本格化する風力発電9事業に係る補助金分の予算を計上している。

吉田英策委員

次に、企画9ページの脱炭素社会の実現に向けた水素利用推進事業について聞く。水素ステーションを整備するとの説明があったが、何基整備するのか。また、水素モビリティに関する実証事業の詳細を聞く。

エネルギー課長

水素エネルギー普及に係る事業費は今年度よりも増額要求しているが、ポイントは2点ある。

1点は水素ステーションで、既に2か所開設しているが、来年度は福島市と浪江町に新たなステーションが設置となる予定であり、その2基に係る補助金が主である。加えて、郡山市やいわき市周辺で考えているトヨタ自動車との連携プロジェクトの動きと相まって、県内外の事業者から県内で水素ステーションや大型車両の充填を見据えた水素ステーション事業に取り組んでみたいとの動きが活発化しているため、そのような動きも2、3か所見込んだ事業費を約5億円計上している。

もう1点は、部長説明でも触れたトヨタ自動車との連携事業である。この事業は、水素エネルギーに関する先駆的で全国モデルになる取組を県内で行うべく、現在トヨタ自動車と検討を進めている。具体的には、コンビニやスーパーで利用されている小型の配送トラックを燃料電池トラックに置き換え、高度な通信技術も活用しながら実用化に向けた課題を探る社会実装である。県としては、未来のエネルギーとなるであろう水素エネルギーの取組に県内企業にも参加してもらい、県民や県内事業者と一体でカーボンニュートラルや再生可能エネルギー先駆けの地に向けた事業にしていくとの思い

である。県内事業者がこの実証事業に参加する際の費用の一部を補助する新たな事業を計上している。

吉田英策委員

このような事業で使用される水素エネルギーは全て浪江町産か。

エネルギー課長

水素にも様々な種類があるが、当面は郡山市やいわき市の工場で生成ないし複成されて販売されている水素を使用することになる。一方ではカーボンニュートラルに向けた取組も行っているため、浪江町の福島水素エネルギー研究フィールド産の水素も増えつつあり、既にいわき市の水素ステーションで一部利用されている。再生可能エネルギー由来の県産水素を使ったグリーンなエネルギーの水素をしっかりと発信しながら取り組んでいきたい。

吉田英策委員

最後に、企画15ページの次世代へつなぐ震災伝承事業について聞く。知事説明要旨にも語り部の持続的活動の仕組みづくりに関連した記載があったが、語り部は何人体制で活動しているのか。また、持続的活動の仕組みづくりについて詳しく聞く。

生涯学習課長

人数は、東日本大震災・原子力災害伝承館で活動している語り部の人数でよいか。

吉田英策委員

それ以外も含む。

生涯学習課長

当然、県内で活動している語り部の活動を持続可能にしていく趣旨で取り組んでいるが、まずは県内の語り部の実態をしっかりと把握する部分から当該事業を始めるとの認識である。当課が所管する東日本大震災・原子力災害伝承館で活動中の語り部が中心だと思うが、その他の程度の活動状況なのか実態把握も含めて当該事業で捉えていきたい。

吉田英策委員

東日本大震災・原子力災害伝承館で活動中の語り部と、県外で活動中の震災や原発事故の対応に係る様々な語り部について調査していくのか。

生涯学習課長

例えば東日本大震災・原子力災害伝承館では、約30名の語り部が活動しているが、その中で語り部団体は富岡町の3.11を語る会やいわき市のいわき語り部の会、南相馬市の観光ボランティアなど様々な団体出身者も活動中である。そういった独自に活動している多くの語り部と一緒にネットワークを組みながら当該事業によりスキルアップや人材育成の仕組みを構築していきたいと考えているため、現状把握も含めて取り組んでいく。

吉田英策委員

持続的活動の仕組みづくりは今の説明内容なのか。

生涯学習課長

内容を改めて説明するが、現在語り部として活動している者を対象に連絡会議や交流会等を開催して相互に情報交換を行いながらスキルアップに努めたり、語り部の質の向上の部分も支援していきたい。その背景として、やはり語り部の活動において連携不足や後継者不足などが課題として挙げられると認識していることに加え、持続可能という意味で先ほど後継者不足と述べたが、この経験を未来永劫につなげていくために次世代の人材育成などの仕組みづくりを構築していきたい。

星公正委員

先ほど吉田委員が質疑した再生可能エネルギー復興支援事業における送電線網整備に関連するが、これはいわゆる福島送電（株）に対する補助額と理解してよいか。

エネルギー課長

新エネ社会構想に基づき国の支援を得ながら、事故後大きく空いた東京電力の送電網につなぐための阿武隈山地や沿岸部における新設の共用送電線に係るものである。

星公正委員

それは福島送電（株）でよいのか。

エネルギー課長

送電事業に係る補助先は福島送電（株）である。

星公正委員

そうすると、県がこれだけ福島送電（株）に補助していることになる。当該事業者は株式会社ではないか。誰が株主かは調べていないため不明だが、県がこれだけの補助金を支出している。国などは福島送電（株）に補助金は出しておらず、ほとんどは県経由で補助されているとの理解でよいのか。

エネルギー課長

当該事業の財源は全額国費である。国の財源を用いて県が福島送電（株）や風力発電、太陽光発電に関わる事業者に補助金を支出している。

星公正委員

全て国費であればわざわざ福島送電（株）という会社を設置してまで補助する必要があったのか。当該事業者の株主がどのような構成になっているか分からないが、どうなのか。今になって聞くのもどうかと思うが、その株主について詳しく聞く。

エネルギー課長

福島送電（株）は令和元年12月に株式会社となったが、その前から別の形態で会社化されていた組織である。県からの直接的な出資はないが、県が出資する再生可能エネルギーの事業者である福島発電（株）が筆頭株主になっている。例えば当時、東京電力や東北電力を補助先とする方法もあったのかもしれないが、やはり地元企業であること、そして福島発電（株）にも今後の再生可能エネルギー産業の一翼を担ってもらう意味合いも込めてこのような経過となった。

星公正委員

大体の流れは理解した。一応株式会社であり、今後事業が終了して送電が開始された際には送電料が福島送電（株）などに収入として入る仕組みと考えてよいのか。

エネルギー課長

発電した再生可能エネルギーの事業者が支払う。東京電力までの送電費用は発電事業者から得て、その上で送電網の管理を行う事業形態になっている。この整備事業が完了すれば、新設の事業主体ではなく80kmの送電業の管理事業がその後の主な事業内容になる。

円谷健市委員

企画7ページ、地域おこし協力隊支援事業の事業費が昨年度よりも約3,800万円の減額となっているが、理由を聞く。

地域振興課長

地域おこし協力隊は、大きく3つの枠組みに分けて運用しており、県と市町村の共同設置もある。まず1つ目はふるさと地域産業維持等の人材育成で、地域の伝統産業における後継者育成のために1年目は県が採用し、2年目以降は市町村に委ねる形を取っている。2つ目は奥会津地域おこし協力隊で、奥会津振興センターに3名配置することとしている。3つ目は起業型定住支援地域おこし協力隊で、一般社団法人に委託して被災地域の復興を担いながら定住支援に向けた取組に努めてもらっている。その中でも、ふるさと地域産業の維持については、市町村でもある程度のノウハウの蓄積が進んでおり、市町村が直接雇用することが増えてきた結果、従来要していた県分の予算は減額した。また、起業型定住支援地域おこし協力隊は主に浜通りの市町村で活動している協力隊であるが、今年度ふくしま12市町村移住支援センターを開設したことで、協力隊を含む移住施策が当該センターにシフトすることになった。地元市町村等とも調整したところ、起業

型定住支援地域おこし協力隊の新規ニーズが見込めなかったため、減額となった。

円谷健市委員

地域おこし協力隊は移住、定住や地域の活性化も含め、その地域にとってかなり貢献度があると思っていた。減額された予算に首をかしげたので質問したが、今年度の2月補正でも当初予算から約4,300万円減額されている。地域おこし協力隊は市町村の雇用により実施していると思っていたので、単純に協力隊員数が減少したのかと推測した。移住、定住や地域活性化に大きく寄与する地域おこし協力隊に係る予算が減額されたことに疑問を持った。先ほど減額等の理由を聞いたため一応理解はしたが、地域おこし協力隊に関してより県も力を入れるようお願い要望する。

宮下雅志委員

何点か質問するが、まずは企画4ページの重点施策推進加速化事業費1億円について聞く。私の記憶では、震災後に地域の復興をしっかりと進めていくために各地方振興局がある程度自由度の高い予算を持てるように設定されたはずであるが、当該事業の内容について、配分方法等を含めて説明願う。

復興・総合計画課長

委員指摘のとおり、当該事業は各地方振興局で独自性を生かした取組ができるよう基本的には2階構造となっており、各地方振興局で上限1,000万円とする通常枠と、特によい取組を実施する3事業を行う地方振興局がさらに上限1,000万円を活用できる特別枠を設けている。

今年度は大きく健康長寿、移住・定住、人づくり、地産地消、デジタル化によるプロセスイノベーションの5つのテーマにより事業を募集した。例えばいわき地方振興局や南会津地方振興局では、自転車を活用した地域おこしに取り組んでいる。また、昨日白河市で県民シンポジウムが開催されたが、県南地方振興局ではテレワークタウンしらかわというゴルフケーション等の事業に取り組んでいる。

通常は本庁が行う事業や市町村事業が普通だが、それではどうしても地域独自の挑戦的な事業に取り組みにくい部分があったため、当該事業の活用によって各地域で独自性のある挑戦的な事業に取り組んでほしいと考えている。

宮下雅志委員

以前も思ったが、非常に視点がよい。地元や地域に根差した地方振興局がある程度自由度の高い予算を執行できることから、前に予算増額を提案したことがある。例えば補正でも1,000万円という枠にとらわれず、また次年度は総合計画の初年度でもあり人口減少に力を入れて取り組んでいくとの意欲が示されたため、その辺りも含めて増額等への柔軟な対応を願う。

次に、企画7ページの地域創生総合支援事業について、地域の実情に応じた事業を企画、実施するようだが、一部新規と記載がある。新規部分はどのような内容を行うのか。

地域振興課長

昨年12月末に過疎・中山間地域振興戦略を改定したが、その中で地域の内発的な活性化を促していくよう目指しており、その具体的なツールとして、今回、地域創生総合支援事業に複数集落の連携による集落ネットワーク圏形成事業というメニューを新設した。これは過疎・中山間地域活性化枠の一部となるが、鳥獣被害や空き家、不便な買物環境などの地域課題に対して、集落の住民が近隣集落と連携して生活基盤を整備していくための取組を支援する。実践するネットワーク組織設置のプロセスに対して補助率が10分の9、3年間累計の補助上限額が500万円である。組織化を進めたり、デマンド交通を実証的に行うなど、持続可能な地域社会の形成に資する取組をモデル的に実施していく内容である。

宮下雅志委員

私も過疎問題は非常に危惧している。また、企画8ページの大学生と集落の協働による地域活性化事業も一部新規のようだが、先ほどと同様に新規部分の内容を聞く。

地域振興課長

委員指摘の点だが、これまでは大学生の力を活用した集落復興支援事業として1、2年目の取組があり、その後も伴走

支援として3、4年目の活動まで継続できるものであった。今回新たに、規模はさほど大きくないが、過去に大学生事業に参加した経験のあるOB、OGに再度集落を訪問してもらい、今後の関係人口として集落との絆の再構築を図っていくメニューを一部新規として追加した。

宮下雅志委員

このような形で様々事業を見直しているようだが、結果を出していくことが最も重要になってくると思う。様々な検証を重ねて新たな事業の追加や新規事業の編成をしていると思うが、もう1点、企画9ページのふくしまとのつながり深化事業について聞く。当該事業費が1,360万7,000円計上されているが、新規事業として地域のキーパーソンとお試し移住モデル地域、要するに人と地域をつなぎ、関係人口の拡大、定住・二地域居住に結びつけていく事業が加わっているため、当該事業の具体的な内容について聞く。また、新たな総合計画の策定時において移住世帯の現況値は723世帯だったと思うが、当該事業の実施によってどの時期までにどの程度の数値改善が見込まれるのか、併せて聞く。

地域振興課長

委員指摘の事業は小事業を2つ設けており、まず1つ目がふくしま「ヒト・モノ・コト」Link事業で約520万円の事業費である。

この事業について、本県に魅力あるツールは様々に存在するが、その中で人に焦点を当てて編成しており、具体的には地域のキーパーソンに焦点を当て、そのキーパーソンがSNSライブ配信により、交流やつながりを促進していくものである。このコロナ禍においても実施できるようSNSを活用し、キーパーソンが行う魅力的な様々な活動をハブサイトで広く情報発信していく。ターゲットは近年漠然と移住を考えている首都圏のいわゆる漠然層であるが、そうした漠然層はなかなか本県と関わる機会がないこともあり、1つのきっかけを持続拡大させるコンテンツとして展開していく考えである。本県で自分らしく、魅力的かつ精力的に活動しているキーパーソンとの交流が狙いであり、そのキーパーソンが関わる、例えば本県ならではのオリジナリティー溢れる農産物や県産品などの「モノ」を知ってもらい、最終的には本県に来て、地域での貢献活動やテレワーク体験など、「コト」消費の実体験を通じて新たな福島ファンを獲得していく内容である。

2つ目は、ふくしま with youお試し移住村事業である。先の本会議でも部長が答弁したが、新規事業で約830万円計上している。最近急ぎ足の移住が多いため、移住者と地域住民のミスマッチが生じる事例もある。そうしたミスマッチ防止を図るため、まずは市町村などと連携しながら多様性を受け入れる環境を整備する。その上で、県内3地域のモデル地域を設定し、本県への移住を検討している人々に短期ないし長期コースの一定期間を過ごしてもらう中で、例えば農作業体験や町内会行事への参加、空き家の改修作業等の活動を通じて、実際の移住時の感触を体験できる事業である。

なお、当該事業の実施による効果だが、新たな総合計画では移住を見据えた関係人口創出数を指標として設定している。副業のマッチングや今ほど説明したふくしまとのつながりの深化、さらには大学生事業など、県への移住を見据えた関係人口の施策事業によって関わりを持った人たちの合計として設定している。令和2年の基準値が1,344人であるが、過去3年の平均増減値が約440人、さらに関係人口の取組を強化しているため25%増として毎年555人ずつ増加させていく考えのもと設定している。

なお、計画最終年度の12年度は6,884人に関係人口を増やしていく考え方である。

宮下雅志委員

事業構築に至った現状の認識や課題等を非常に細かく分析していると感じた。是非とも最終目標の6,884人を達成するよう願うが、目標を達成したとしても移住者がどれだけ増えるかが課題だと思っている。移住世帯の目標値は1,450世帯と設定されているが、それに向けて進行管理を含めしっかりと取り組んでいくことが非常に重要ではないか。また、どのような形で進行管理を行っていくかも非常に重要な課題になってくると思う。

企画4ページの地域創生・人口減少対策本部事業には1,404万8,000円が計上されているが、これも一部新規との記載がある。事業内容は「ふくしま創生総合戦略の推進検証体制を整備するとともに、フィールドワークによる効果的な取組の

横展開、人流データシステム等によるビッグデータを活用した地方創生を推進する」とのことだが、ふくしま創生総合戦略は昨年度からスタートしており、そして令和3年度も終わりに差しかかっている。この間、当該事業によって恐らく体制を整備して検証が行われてきたと思うが、これまでの検証状況及び次年度にどのような形で進めるのか。

復興・総合計画課長

一部新規事業について、約20の知事で構成する地方創生のための将来世代応援知事同盟の知事会が来年度の5月に開催されるため、その経費を増額計上している。

また、地方創生にしても新たな総合計画にしても、検証には自己点検、P D C Aサイクルが非常に大事だと考えている。新たな総合計画でもE B P M、データに基づく政策の立案及び検証について触れているが、そのP D C Aなどを回し、どのような状況でありどのような状況を目指しているのか、これらをきちんと理解することを繰り返していくことが非常に大事だと考えている。ただし、それらはあくまで内部の点検であるため、外部有識者からも点検してもらう仕組みを構築している。これまでも有識者会議を開催し、各部局における各事業の自己点検結果を有識者である委員が点検している。例えば県が効果あるAランクの事業と評価しても、有識者がBと評価する場合もかなりある。そのような差を有識者会議において1個ずつ丁寧に解消していき、差が生じる理由を詰めていきつつよりよい取組になるよう助言を得ながら次年度の事業構築に取り組んでいる。

新たな総合計画にも多くの指標を設定したが、根拠なく感覚的に進めるのではなく、指標を意識しつつ乖離を見ながらよりよい事業が構築されるよう、企画調整部が先頭に立って各部を誘導していく。

宮下雅志委員

有識者会議には私も知っている委員が何人かいる。もちろん有識者会議の委員からの意見をしっかり受け止めることは非常に重要だが、それを理由にしないことが並行して重要ではないか。県が自ら設定した目標を目指して結果を出していくためには、どのような形でP D C Aサイクルを回していくかも含めて真剣に考えていかなければならない。例えば、新たな総合計画において県民の希望出生率2.11、社会動態プラス・マイナス・ゼロを明確に目標値として設定している。これまでは努力目標として恐らく上昇を目指すとの方向で取り組んでいたと思うが、新たな総合計画では明確に指標として位置づけられた。これは非常に大きなことだと思っており、その意欲に対して私は非常に評価している。問題は、この先事業に取り組んでも目標値を達成できなかったとなるのではなく、事業に取り組んでいるからこそ目標値にどんどん近づいていき、しっかり進行管理も行っていくとの意欲が大事である。

これまで継続して実施している「歳時記の郷・奥会津」活性化事業だが、これもよい事業だと思う。しかし、なかなか奥会津地域の人口減少や過疎化に歯止めがきかない現状にある。事業に取り組むだけでなく、そこに方向性や方針を加えていくことが今後必要になると思うが、その点に関して意見等があれば聞く。

復興・総合計画課長

委員指摘のとおり、新たな総合計画やふくしま創生総合戦略でも合計特殊出生率の目標値を位置づけた。この合計特殊出生率2.11は、県民が望む出生数をもとに計算している。県はこの目標に向けて取り組んでいくが、県だけではなく県民と共有しながら希望する社会づくりに取り組んでいかなければならない。そのための信頼を得られるよう、P D C Aサイクルをきちんと回し、現状を共有していくことが非常に大事だと考えている。委員指摘の点を踏まえ、来年度もしっかりと進めていきたい。

紺野長人委員

先ほど吉田委員も質疑したが、企画9ページの脱炭素社会の実現に向けた水素利用推進事業について、現状及び県内で製造されている水素のうち再生可能エネルギー由来と化石燃料由来の割合を聞く。

エネルギー課長

最終的にはグリーン水素、いわゆる再生可能エネルギー由来の水素で循環する社会の実現が県が目指す揺るぎない目標であるが、現状は工場で製造または複製される二酸化炭素を排出するグレー水素を使用している。割合について県では統

計を取っていないが、基本的に現在使用している水素のほとんどは工場で製造または複製されるものであると理解願う。

なお、浪江町にある世界有数の再生可能エネルギー由来の水素の実証フィールドである福島水素エネルギー研究フィールドは、水素工場ではなく実証施設であるため、市場への潤沢な水素供給までには至っておらず割的にはごく一部である。一方、現在当該フィールドの仕組みをいかに発展させ大型化していくかに取り組んでいる。大型化すると商用化できるため、その事業を継続してNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）を通じて取り組んでいる。また、先ほど大型トラックについて述べたが、その実証事業と連動する形で事業を組み立てている。分かりにくい点もあるが、現状はこのように理解願う。

紺野長人委員

私の質問は、目標に向かってどのような進捗を管理していくかも含めた内容である。現状では、県内で生産されている水素のうち何%が化石燃料由来で、何%が再生エネルギー由来か、その出発点分からない。その出発点分からない状況で本当に進捗管理できるのか。例えば、2030年までに県内で使用される水素の5割は再生可能エネルギー由来にするなどの具体的な内容を今後組み立てていかなければ、今後も化石燃料由来の水素が使用されるのではないか。いわゆる電気分解を経て製造された水素であれば、全く脱炭素社会の実現にならない。国が調査しているため難しいと思うが、進捗を管理していくためにもできるだけ早く現状を把握する必要があると思うが、どうか。

エネルギー課長

現状の目標設定は、2030年度までに水素ステーションを10基設置するという指標にとどめている。委員指摘の点は根幹の部分であり、非常に重要であると認識する。ただ、現状では、グリーン水素の製造主体は実証施設などのごく一部であるため、今のような議論がさらに進み指標化できる社会を目指す上でも、目の前の事業にしっかり取り組みつつ、現状を含めそのような仕組みも理解してもらえらる事業も並行して取り組んでいきたい。

紺野長人委員

次に、企画12ページの福島県帰還・移住等環境整備交付金基金積立について聞く。例えば現在、相双地区における人工透析の新規患者は、宮城県や福島市に移住しないと治療を受けられない状況にある。それは保健福祉部所管の事業が関わると思うが、例えば環境整備の段階で国の財源が充当されている基金を用いる場合、当該基金から県の判断で柔軟に、もしくは双葉郡への帰還者の現状に照らした使途で使用できるのか。それとも一定の枠が存在する基金なのか、考え方があれば聞く。

避難地域復興課長

委員が述べた基金は、国の加速化交付金を積み立てた基金である。現在、全49のメニューが存在するが、そのほとんどは国土交通省や農林水産省、厚生労働省等に元から存在した補助金等を束ねて交付金との形にしているため、柔軟な対応はできない。交付金とはいえ、メニューは全て決まっている。なお、委員指摘の医療関係については、恐らく保健福祉部等が活用できる厚生労働省所管の交付金制度があると思う。

吉田英策委員

議案第17号について聞く。企業からの寄附金を基金に積み立てるとのことで、これまでも同趣旨の寄附金が寄せられてきたと思うが、どのように運用していたのか。

復興・総合計画課長

平成28年度から企業版ふるさと納税制度がスタートしているが、ふくしま創生総合戦略で位置づけている事業のうち該当する事業に対して企業からの寄附金を充当している。企業は最高9割の税額控除を受けられるため、企業にとっても税額控除と本県への貢献という2つのメリットがあることから、企業が寄附しやすくなる。また、企業が本県に寄附する場合、なぜ本県なのかとの話があったり、また年度末間際に寄附を希望する場合は充当する事業がない場合もあるため、企業が本当に寄附したくなる事業に充当できればと考えている。そのためには寄附金を基金に一旦積み立て、事業開始時に充当するなどを想定している。現時点では確認していないが、高額な寄附が寄せられた際には複数年度にわたって該当事

業に充当するケースも発生することが想定されるため、そのような年度間の調整も可能とし、本県により多くの企業版ふるさと納税が集まるような取組を進めて行きたいと考えている。

吉田英策委員

まち・ひと・しごと創生のための事業に企業が寄附した寄附金を積み立てるようだが、使途はその関連事業に使用されるのか。

復興・総合計画課長

委員指摘のとおりである。地方創生事業は非常に広い分野であり、例えば最近ではJR只見線に係る寄附も受け付けている。企業がJR只見線を応援したいと寄附された場合、9割の税額控除も受けつつ社会的貢献としてのメリットも享受できる。

吉田英策委員

9割の税額控除が受けられるとのことだが、控除対象は法人事業税等の国税なのか、それとも県税か。

復興・総合計画課長

法人住民税と法人事業税である。

小林昭一委員

企画8ページのeスポーツによる「ふくしま」活性化事業について聞く。eスポーツを理解してないわけではないが、どの程度の関係人口や愛好者数を把握しているのか。

次長（地域づくり担当）兼地域政策課長

当該事業は令和4年度からの新規事業であるが、本県におけるeスポーツの競技人口数は把握しきれていない。ただし、経済産業省が日本eスポーツ連合に委託実施した報告書によると、世界的には2016年時点で約2.8億人の視聴人口、市場規模も約557億円だったが、2021年時点では約5.5億人の視聴人口で約2倍に、市場規模も約1,865億円と約3.3倍に増加しており、ここ数年で世界的に拡大している。世界的に見ても日本におけるeスポーツは少し遅れている状況であり、欧米諸国のほうが大規模な賞金大会や視聴人口の多い大会が開催されている。県としてeスポーツの事業に取り組む理由だが、既に元年度から地域振興課所管の地域総合支援事業サポート事業において民間主体の取組を支援している実績がある。それをきっかけにeスポーツ専用の施設が県内に設置されたり、参加者が国体の文化プログラムであるeスポーツ選手権で競技しており、一昨年の都道府県対抗で本県は第3位と好成績を収めている。そのように根付きつつあるeスポーツを、県としても交流人口拡大や地域活性化のツールとして取り組んでいくために今回事業化した。

紺野長人委員

スポーツに対する補助事業の説明があった中で少し質問しにくいですが、企画8ページのふくしまプロスポーツ地域活力創出事業について聞く。例えば教育スポーツや健康スポーツ等であれば行政による後押しの合理的理由が明確化できると思う。商業スポーツやエリートスポーツについても税金を使うため、行政が支援していく合理的理由を明確化したほうがよいと思う。私自身は、教育や健康であれば行政の責任で支援があってもよいと思うが、例えば本県出身者がオリンピックで活躍しても、その時は嬉しいもののその後何かになるとはあまり思えない。言いにくいですが、合理的理由について説明願う。

次長（地域づくり担当）兼地域政策課長

プロスポーツを所管するのは地域政策課である。プロスポーツチームは一企業ではないかとの点に関して支援する理由について、以前新規事業の立上げに当たって整理をした点を改めて説明する。

まず、プロスポーツチームは委員指摘のとおり、一民間企業ではある。一方、このスポーツを通じた地域活性化との観点が非常に大きいこと、また県だけが支援するわけではなく、ホームタウンである市町村も同等の支援を行っていること、さらにそのプロスポーツチーム自体が地域に根差した活動を行おうとしていることなどを含めて、県としても支援すると判断した。

さらに、県として支援する部分だが、単純に競技力向上等をメインにする内容への補助はそぐわないとして、昨年度は寄附金との形で新設した事業において活動費用の支援等を行うと整理している。県費を投入するプロスポーツの支援としては、あくまでも地域貢献活動や子供たちの将来の夢を育成する事業、また他県で行われる試合で風評払拭等を図る事業等に、ある程度限定した上で支援していることを理解願う。

スポーツ課長

当課では、競技力向上を図るために強化面に係る補助金を競技団体に支出している。競技力の向上だが、まずは県内に元気や活力を与え、さらに競技力の高い選手を育成して、子供たちの夢にもつながり子供たちが目指す選手となってほしい。加えて、指導者のほとんどが自身も選手として活動し、その後は県内で指導者として位置づけられていることから、競技力がスポーツを牽引する部分もあるため、その向上も併せて行っている。

(3月15日(火) 企画調整部)

吉田英策委員

ふくしま創生総合戦略に係る資料のうち、「成果目標・主なKPI」における目標設定の考え方を聞く。まず、「地域の課題を解決するための提言や、社会に貢献する何らかの活動を行った生徒の割合」の現状値17.0%に対し、2年後の目標値は100%となっているため、この考え方を説明願う。さらに、「今住んでいる地域が住みやすいと回答した県民の割合」だが、こうした内容も数値を設定するのか。目標値が75.5%とされていることも気になるがどうか。また、私の理解不足かもしれないが、県民参考指標(モニタリング指標)として回答した県民の割合についても記載があるが、例えば「地元産の食材を、積極的に使用していると回答した人の割合」は、アンケート実施時にその選択肢における回答割合を80%まで引き上げるとの意味なのか。根拠を含めて説明願う。

復興・総合計画課長

この資料に記載している指標は全て新たな総合計画で設定している指標であり、各部署が様々な議論を踏まえて設定した。また、委員指摘の「地域の課題を解決するための提言や、社会に貢献する何らかの活動を行った生徒の割合」に係る指標も県教育委員会を設定したものである。なお、新たな総合計画では計画終期である9年後、令和12年の姿を示しているが、資料編では各年度の目標値を設定した。ふくしま創生総合戦略では、当戦略の終期である6年度にどのような姿になっているのかをベースに指標を設定している。

吉田英策委員

私も県議会「新たな福島県総合計画」調査検討委員の1人であったため、そのように目指して取り組んでいくことは理解している。

次に、「水と共生」プランについて聞く。やはり命の源と言われる水は重要であり、水をきれいにするのは本当に大事だと思っている。

原発事故に係るALPS処理水については県内の最大懸案事項になっているが、処理後もトリチウムほか62の核種が残り、炭素14も排出されるようである。海の環境の点から、やはり何らかの記載が必要ではないかと思う。例えば、「V施策の方向」の「(4)水をきれいにする」欄に「ハード事業とソフト事業との連携による生活排水や工場排水対策を推進」と記載があるが、例えば小名浜等で工場排水による海洋汚染の可能性もあり得ることから、当然記載が必要だと認識する。処理水の問題も環境への大きな負荷になるため、関係事項の記載があってもよいかと思うが、どうか。

復興・総合計画課長

汚染水、処理水は、原子力発電所の廃炉に関する内容であるため、県というよりは国においてしっかり対策されるべきと考えており、当該プランに記載するものではないと考えている。ただし、例えば「(2)水を育む」にて「飲料水の放射性物質モニタリングの実施と公表」と記載しており、これまでも基本的な生活環境のモニタリング等は取り組んできたところである。県として実施すべきことは取り組み、国として廃炉や汚染水、処理水の問題を解決すべきと考えている。

吉田英策委員

説明された「(2) 水を育む」には「生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産活動の場となる森林の放射線物質の拡散防止」なども記載されている。水の放射性物質のモニタリング値は本当に重要であるが、並行して海の環境のために放射性物質のモニタリングについても記載があるとよいと思ったため質問した。

次に、福島県生涯学習基本計画について聞く。そのようなことを質問すると思われるかもしれないが、「IV 施策の展開」のうち「施策1 人生100年時代を生きる学びの推進」について聞く。健康に長生きするのは当然のことだが、ふくしま創生総合戦略の成果目標における「健康長寿」の目標値は、男性が73.86歳で女性が76.65歳となっている。人生100年時代は国の方針の一つだと思うが、高い目標を掲げればよいわけではない。現実問題として追求しなくてはいけないと思うが、この人生100年時代の考え方について聞く。

生涯学習課長

委員指摘の点だが、当然国も使用している言葉であり、文部科学省でも、「長寿社会における生涯学習の在り方について」において「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」とうたっている。また、新たな総合計画においても当該視点を重要なポイントとして位置づけている。

考え方だが、人生100年時代の中、健康寿命の延伸等も踏まえた上で、ライフステージに応じた学びの機会の提供について、若者世代から100歳以上の高齢者まで幅広い世代を対象に、生涯学習として学びにどのような在り方や選択肢があるかを提供していく必要があると考えている。特に、健康寿命の延伸の中で、学び直しの視点、いわゆるリカレント教育も注目されていることから、それらも含め県の生涯学習施策においてしっかり展開していく上でも重要であるとして当該計画に位置づけている。

吉田英策委員

健康に長生きできるのは本当によいことである。しかし、県も健康長寿日本一を掲げているものの、指摘したように高い目標を掲げただけで、現実をよく見ると健康長寿と言いながら脳梗塞や心筋梗塞の死亡割合が他県よりも高い。100年時代を見通せば現在の健康長寿をしっかり支える施策が必要ではないかと思ったため、質問した。

伊藤達也委員

ふくしま創生総合戦略でも触れているデジタル化に関連するが、行政のDXをしっかりと進めなければいけないと思っている。企画環境委員会調査資料内の新聞記事のうち、日経新聞が会津若松市の都市OSについて報道している。この都市OSは奈良県橿原市や沖縄県浦添市、千葉県市原市、宮崎県都農町など全国各地で導入が進められており、今後も10程度の自治体で導入されるとの話がある。このシステムが自治体ごとに異なると、更新時や新規サービスに対応した機能の拡充等の場面でかなりのコストと時間がかかるのではないかと。効率化の面に加え会津若松市の都市OSはパイオニア的な存在であることから、県内市町村においてもしっかりと進めていくべきだと思っているが、県の考え方があれば聞く。

デジタル変革課長

会津若松市等で実際に使用されている都市OSなど、基本的なシステムの統合等に関して、行政のDXを進めていく上での考え方については、今年度は既に県でDX推進基本方針を策定している。来年度は県と市町村の行政手続やオンライン化等をさらに進めていくため、県として今後行政システムの標準化、共通化に向け基本的な考え方を示していきたいと考えている。当初予算においてデータ連携の仕組みや将来的なオンライン化を進めるための仕様等策定に係る調査や研究経費を計上している。すぐ一斉に同じシステムを整備するのはなかなか難しいが、現在各市町村でもデータ連携の仕組みや都市OS等の導入に向けた動きも出ているため、県としてどのように進めていくかの考え方を来年度に示す。国でも共通化を目指すガバメントクラウドの対応方針を示しているため、その動きとどのように連携して進めていくかがポイントである。コストも含めてどのような仕組みが考えられるか、しっかり調査しながら県の考え方を示していきたい。

伊藤達也委員

県内システムの標準化に向けては、会津若松市のオプトイン方式など住民のための住民によるDXが重要だと思う。ま

た、標準化が実現すれば産業、医療、福祉、観光、生活交通など様々な場面において本県で実証に取り組むことができ、その取組が全国に広がっていくのではないかと。県内でも様々な好事例があるが、デジタル実証の推進県として本県が全国の前頭に立つべきだと思う。自治体間の関係性によっては難しい部分もあると思うが、県民の生活が間違いなくよくなるためにも、しっかり進めるよう願う。

次の質問に移る前に述べるが、昨日誤った事業を質疑していた。聞いたかったのは、企画11ページの生活拠点コミュニティ形成支援事業である。避難地域復興局長説明要旨に「復興公営住宅につきましては、今後とも、入居促進に努めるとともに、各団地にコミュニティ交流員を配置し、生活支援相談員を始め、関係機関と連携しながら、コミュニティの維持・形成、見守りに努めてまいります」と記載があるが、このコロナ禍で活動が大変厳しい状況にあるのではないかと。現在どのような事業や取組を行っているのか。私の地元の福島市でも以前、復興公営住宅を中心に地元の町内会と芋煮会を開催するなど様々な交流事業を行っていた。そのような取組もなかなか難しい状況にあると思うが、詳しく聞く。

生活拠点課長

復興公営住宅を中心とする生活拠点コミュニティ形成の維持・形成を図るためにコミュニティ交流員を配置し、自治会の活動に係る運営サポートや交流会の活動支援業務に取り組んでいる。質問があった現在の活動内容だが、福島市や二本松市、郡山市、南相馬市など各地域で実施されているのはスポーツレクリエーション大会等のレクリエーションや健康相談会、さらにレクリエーション以外にも高齢者向けのなりすまし詐欺や悪質商法防止対策の講座等がある。

伊藤達也委員

なりすまし詐欺防止の出前講座など多岐にわたる取組であり、本当に重要だと思う。また、避難地域復興局長説明要旨に記載されている「見守り」も非常に重要で、浪江町社会福祉協議会はICT関係で「みまもり電球」を使用しながら民生委員と連携した見守り活動を行っている。当該事業において、見守りに関する取組があれば内容を聞く。

生活拠点課長

復興公営住宅では、昨年に孤独死後約2か月間も発見されなかったショッキングな事件があった。それを踏まえ、昨年度は保健福祉部と連携して市町村社会福祉協議会の生活支援相談員による見守り活動を行っている。また、土木部でも県営住宅や復興公営住宅の指定管理者と連携し、月1回の入否確認を行っていくとの話があった。さらに連絡体制として、避難者の避難先の社会福祉協議会と避難元の社会福祉協議会が連携して見守りに係る情報交換を行っている。

復興公営住宅には様々な自治体からの避難者がいるため、非常に重要であるとして避難元と避難先の社会福祉協議会の連携を現在進めている。その中で、社会福祉協議会や心のケアセンターと連携し、孤独死に関する講演会などコミュニティ活動の中で関係する活動を行っている。加えて、みんぷくが作成しているみんぷく通信も活用して見守りを推進している。

伊藤達也委員

見守りは各機関の横の連携が非常に重要だと思うので、しっかり取り組むよう要望する。

紺野長人委員

DXについて、1点だけ心配な部分があるため質問する。公の情報化を進める上でDXを進める熱量と同程度、情報管理に対するセキュリティー強化への熱量も相当意識を高めないと駄目かと思う。例えば、市町村であれば住民基本台帳と様々な情報のひもづけが可能であるが、国民健康保険関係のデータとひもづけた場合、そのデータは民間生命保険会社等にとって相当な金を支払ってでも喉から手が出るほどほしいと思う。その辺りを踏まえ、セキュリティー対策にどのように取り組んでいくのか。DXを推進する一方で、本気になって取り組まなければ駄目だと思っている。

また、県職員が自宅のパソコンで職場のパソコンを操作できる在宅業務も徐々に増えていくかと思うが、公務であるため相当重要な情報が含まれてくる。データを抜き取られないためのセキュリティー対策はどのようにになっているのか。相当な費用をかけて対策を講じているとは聞いたが、考え方があれば聞く。

デジタル変革課長

デジタル化を進めていく上でのセキュリティや個人情報管理について説明する。まず個人情報等の管理について、ネットワーク自体は県も導入している行政系のネットワークと通常のインターネットは回線自体を物理的に分離している。さらに、その中でもマイナンバーなど個人情報を取り扱う業務は行政ネットワークからも分離しており、いわゆる3層分離で運用している。それを踏まえ、個人情報等を扱うネットワークは強固なネットワークでハード面から分離し、さらに取り扱う職員をあらかじめ限定しアクセス時のログの記録も必ず取っているため、ソフト、ハードの両面から個人情報をしっかり保護している。

また、委員指摘のとおり、リモートワーク等で職員が自宅のパソコンから職場のパソコンにアクセスして在宅勤務等を実施するケースが増えている。コロナ対策として推進している面もあるが、直接インターネット経由でアクセスできるのはあくまでも職場のパソコン画面とリモートによるキーボード操作だけである。職場の自席のパソコンを遠隔で操作し、その画面が自宅のパソコンに映るだけのシステムであるため、自宅のパソコンでは印刷や保存も不可にするなど、当然ハード上のセキュリティはかけている。その上で、個人情報の持ち出しやアクセス権のないフォルダへのアクセス制限は、ハード、ソフトの両面でしっかり規制している。今後、デジタル社会の実現に向けて様々なデータを活用していく形になるが、同時並行でセキュリティをしっかりと確保できるよう両輪で進めていきたい。

吉田英策委員

紺野委員の質問に関連して、デジタル化の問題について聞く。先ほど伊藤委員も会津若松市の先進事例について述べていたが、会津若松市は国の事業であるスーパーシティ構想の候補地となっているため詳しく聞く。スーパーシティ構想とは、自治体が収集した住民情報を企業が利用できるようにしていく構想だと私は理解している。様々な場面を移動、物流、支払い、行政、防災等の領域に分けて、民間企業やコンサルタント、IT企業が助言したりシステム構築等に関わっているとの理解でよいか。

デジタル変革課長

スーパーシティ構想自体は幅広いため、なかなか一言では言い表せない部分があるが、基本的には様々な規制改革によってデータ等活用も含めて社会全体をつなげ、暮らしやすい形にしていく構想である。

先ほど企業等におけるデータの利活用について説明したが、伊藤委員も述べていたオプトイン方式が現在会津若松市で活用されている。個人データを情報提供してもらう前にサービスへの提供や活用に対して了解を得られた利用者に係るデータのみを取得して活用し、その人に必要な情報を提供する方式を用いている。今後データを活用していく上では、公務や民間で保持する情報が注目される。先ほど保険会社等がほしい情報について指摘があったが、行政が保持するデータやそれに準ずる病院患者、一般的な病院情報など様々な情報に係るデータがあるため、連携や了解を得る方法や提供相手方など、データ連携や利用の考え方を整理しながら進めていく必要があると考えている。そのような点は次年度以降しっかり整理しつつ、進められる部分から着手していきたい。

吉田英策委員

私は、個人情報やデータを扱う場合は本当に慎重でなければならないと思っている。説明があったオプトイン方式は個人の了解が大前提だと思うが、途中で予期せぬ事態が発生した場合、個人で解約できるのか。ただし、解約した場合でもこれまで提供したデータが全て消去できるわけではないため、その点ではシステム自体に改良を加える必要があると考える。そうした個人の情報を扱う場合、個人の了解を得た後から解約までの流れはどのように進むのか。

デジタル変革課長

システムの構築方法はまだ明確な方向性を持っていないため、当初予算に計上した調査研究事業等を通じてどのような運用形態や構築方法がふさわしいか、基本的な考え方を整理させてほしい。

吉田英策委員

国はスーパーシティ構想をはじめ自治体のデジタル化をどんどん進める方針のもとで取り組んでいるが、県はこのような会津若松市の取組に対して今後どのように関わっていくのか。昨日の常任委員会においても、デジタル変革に係る市町

村支援やアドバイザー派遣等の人的支援について説明があったが、県の関わりとの点ではどうか。詳しく聞く。

デジタル変革課長

会津地域で進められている自治体スマートプロジェクト等のいわゆる先進的な事例は先行している部分であり、全国的にもかなり先進的な事例だと考えているため、県内にも横展開しながら可能な取組は他の市町村でも取り入れていきたいと考えている。一方で、大きな市はある程度自分たちで取組を進められるが、小規模な町村は人材や財政面からもなかなか厳しい部分があるため、その点について専門家などのアドバイザー派遣や先進的なシステム導入時の財政的支援等を県で対応する予定であり、小規模な町村でも取組が進められるよう県として人的、財政的な面で支援していきたい。

宮下雅志委員

総括審査会で人口減少問題について触れる予定だが、その前に所管する委員会として基本的な事項を聞く。

昨日も述べたが、新たな総合計画において数値目標として希望出生率2.11、社会動態プラスマイナスゼロが示されたのは非常に画期的であり、高い目標を県自らが設定したことを評価している。ふくしま創生総合戦略も既に計画期間が始まっている段階だが、例えば現状で合計特殊出生率2.11の目標に向けた改善が見えない、あるいは社会動態プラスマイナスゼロになかなか向かっていく気配がない。これから2030年や2040年までにその目標値を達成するためには、大変な努力や取組が必要であり、これまで行ってきた取組をしっかりと検証してその目標値に向かうことが非常に重要になってくると思う。

詳細は総括審査会で質問する予定だが、2040年までに希望出生率2.11を実現するに当たり、全国平均を上回る水準で本県は合計特殊出生率が推移してきたとの認識が人口ビジョンにて示されている。全国4位との状況でもあり、現在1.53と全国の推移は若干上向きになっている状況にもかかわらず、本県と全国平均の差が僅差になっている点が非常に気になる。全国的にどんどん下がっているのであれば全国的な推移として本県の影響を受けていると推測するが、全国平均との差が狭まってきているのが非常に気になる。具体的な施策はこども未来局を中心に取り組んでいると思うが、企画調整部ではその点をどのように認識しているのか。

復興・総合計画課長

新たな総合計画の策定において、委員指摘の目標値の達成は非常に厳しく難しい状況で様々な困難を伴うと認識しており、総合計画審議会においても右肩上がりは見込めないことを前提にした施策を実施すべきだとはっきり言われた。県もその意見を受け止めた上で、新たな総合計画を作成した。

合計特殊出生率1.53が全国平均と差が縮まっているとの指摘はそのとおりであるが、新型コロナウイルス感染症によってなかなか人と人との出会いや付き合いが上手くいかない状況にある。これは全国的な課題でもあるが、非常に危惧している。委員指摘のとおり、こども未来局や各部局にまたがる課題であるため、関係部局がしっかりと取り組んでいくのが重要だが、当然企画調整部としても課題意識を持ちながら取り組んでいきたい。新たな総合計画は、第3期総合計画審議会との議論や、昨日答弁したとおりふくしま創生総合戦略においてもより具体的に取り組んでいくため、有識者会議とも確認しながら実現に向けて努めていきたい。

宮下雅志委員

あと2点聞く。これまでにない取組を行っていくとなると、執行体制についても改めて検討する必要があるのではないかと。行政経営課曰く、これまで各部局で行っている施策をしっかりと検証した上で人員配置や組織づくり、連携体制をどのように取るか、各部局の検討が重要のようである。その部分は、恐らく企画調整部の復興・総合計画課でしっかりと見極めてハンドリングしていくことが重要ではないかと。進行管理の中で取り組んでいくと思うが、執行体制の在り方等も含めてどのように検討していくのか。

復興・総合計画課長

執行体制については委員指摘のとおりである。組織は当然、その時々々の情勢を踏まえて適切に措置されていくべきと思っている。確かに所管は総務部だが、今回策定した新たな総合計画やふくしま創生総合戦略を進めていくため、例えば各

部局で人口減少の課題が出てきた際に必要な人員体制をしっかりと総務部につなげることが大事だと思っている。いずれにせよ、企画調整部と総務部を含め県全体が一体となり、体制も含めた地域創生や新たな総合計画の推進に取り組んでいきたい。

宮下雅志委員

今ほど説明があった組織体制は今後検討されるとのことだが、総括審査会で議論する上でこれまで各部局に接触してきた。やはり地方創生の課題が相当幅広く多岐にわたっており、例えば各部局でも地域の魅力や医療体制、教育も含め関係部署が持つ当事者意識を確認してきたが、どうしても幅広いため数値目標に向かって丸となって取り組んでいく当事者意識が今後の課題になると感じた。県民に総合計画を自分事として捉えてもらうとは言うものの、職員も一体となって取り組んでいくことが重要である。実際問題として、各部局の意識をしっかりとつくり上げて醸成していくことが目標値の実現に向けて重要だと思うが、どうか。考えがあれば聞く。

復興・総合計画課長

委員指摘の点は非常に重要だと思っている。この新たな総合計画の達成には、まず組織の総合力発揮が非常に重要だと思っている。組織の総合力とは、職員一人一人が総合計画のどこに自分の業務が位置づけられているかをしっかりと捉えることが大事だと思っている。昨日も述べたが、EBPMやデータを駆使した施策展開を行っている。はじめは一部分でしか行えないと思っているが、並行してこのように物事を見るというマニュアル作成を考えている。そのマニュアルに沿って自分の業務と総合計画の結びつきを理解して改善点を見つけるなど、施策構築を職員一人一人が実施できるよう、総務部の職員研修課含め一体となって進めていきたい。

吉田英策委員

地球温暖化はエネルギー政策にも関わる問題だと思っているが、今定例会の代表質問において地球温暖化の一番の原因は石炭火力発電所であると指摘し、やはり県も県内の石炭火力発電所については方針を持つべきではないかと質問した。国の電源構成に関する政策で県が方針を持つことはなじまないとの部長答弁があったが、私はそれでよいのかと思った。やはり地球温暖化の最大の原因は石炭火力発電所であり、誰も否定できない。県内には14基の石炭火力発電所が稼働しているが、これらを削減しなければ地球の気候危機、温暖化の解決はできないと思っている。その点でも、やはり県も国に対して削減を求めるべきではないか。これらも含め低減目標を持つべきだと思うが、どうか。

エネルギー課長

委員指摘の火力発電所の在り方は、県としても2050年カーボンニュートラルの達成に向けて密接かつ重要な視点と認識している。エネルギー基本計画では、2030年度の電源構成として石炭火力発電を約26%と計画しており、2030年においても必要と位置づけている。こうした国のエネルギー計画作成に際してCO₂削減やカーボンニュートラル達成との視点はもとより、エネルギーの安定供給などいわゆる国民の生命財産を守り社会経済活動を維持していくとの点も考慮した上で、段階的に石炭火力発電所の廃止や縮小あるいは効率化を図っていくとの方向性も国において明確化しているため、その方向性で県も事業者と協議している。

なお、県の立ち位置に係る指摘だが、県としては復興理念に掲げられた基本理念である安全安心で持続発展可能な社会の構築のための手段の一つとして、再生可能エネルギーの飛躍的推進及び先駆けの地を目指して取り組んでいる。今後もこのような取組を着実に進めることにより、日本の電源構成上における再生可能エネルギーの割合もおのずと増え、カーボンニュートラルの実現にも貢献すると認識しているため、このような考えになることを理解願う。

吉田英策委員

私は2030年における電源構成のうち石炭火力発電所が占める割合は19%かと思っていたが、今ほど26%との説明だったため詳しく聞く。また、2019年の電源構成における石炭火力発電所の割合は32%であり、国は2030年に19%への減少を目指していくと思うが、その場合、県内にある石炭火力発電所は減るのか。全国的に石炭火力発電所の廃止に向けた動きがあるが、私は県内の石炭火力発電所は減らないのではないかとと思っている。再生可能エネルギーの推進と同時に県内の石

炭火力発電所を減らしていく県の取組や考えが必要だと思うため、国に対してその辺りをぜひ要望してほしいが、どうか。
エネルギー課長

まず電源構成における石炭火力発電所の割合だが、第5次エネルギー基本計画では26%である。先般閣議決定された第6次エネルギー基本計画では19%、化石燃料全体では41%となっている。

次に、県内の石炭火力発電所数が他県比で多くあるとの点だが、設置時期等により効率的か否かで発電所を2つに分けられる。非効率な発電所は段階的に廃止される方向性だが、廃止する発電所の具体的な場所や内容はまだ明確には示されていない。一方で、効率化を図る中で廃止までの時間が長くなる、または早まる可能性があり、現在県内の石炭火力発電所においては廃止や時期等は明確になっていないのが現状である。いずれにせよ、石炭火力発電所で勤務する社員の雇用や地域経済も関係するため、事業者や地元市町村と密に連携し情報共有等を図っていることが県の現在の取組である。

繰り返しになるが、エネルギー政策全般について、石炭火力発電所は今述べた状況であり、県として石炭火力発電所の廃止数まで踏み込む考えはない。国において検討すべき内容と認識している。

吉田英策委員

温室効果ガスの排出という点では、明らかに石炭火力発電所が原因だと誰もが分かっているため、温室効果ガスの削減に対して、やはり県内の石炭火力発電所の削減を国にしっかり求めてほしい。

また、石炭火力発電所でのアンモニア混焼について、県内での具体的な検討はされているのか。また、国の方針は示されているのか。

エネルギー課長

石炭火力発電所の燃料を効率化させる手段として、アンモニアと水素が国において示されている。先ほど述べたエネルギー基本計画でも、初めてアンモニアと水素が2030年における電源構成の1%を占めることを目指すとの方向性が示された。その後も、火力発電所において、アンモニアや水素を燃料とする動きがあり、実証事業が行われている。実証事業は他県で行われているため、水素やアンモニアに関係した具体的な動きはない。発電事業者は石炭火力発電所に代わる、または効率を図るための手段として先行地域の実証事業や国の事業を注視している。県もそうした状況を引き続きしっかりと認識し、共有していく。地域の在り方も含めた大きな転換になると思うため、エネルギーの効率化と石炭火力発電所の削減がもたらす電源地域の在り方の2つの視点で取り組んでいきたい。

吉田英策委員

私は、アンモニアの混焼は石炭火力発電所の延命だと思っているので、県にはぜひともアンモニア混焼を認めない立場を取ってほしい。

関連して、水素について聞く。昨日の質疑でも、県内の水素ステーションや水素モビリティ等様々な説明があった。さらに、活用する水素はグリーン水素かそれとも工場や化石燃料で製造した水素になるのかという紺野委員の質疑に対して、ほとんどが工場や化石燃料で製造した水素との説明があった。それを踏まえると、水素を使う目的が違うのではないか。温室効果ガス、二酸化炭素の排出を削減、縮小してなくすために水素を活用すると思うが、実証事業にしても、今後進めるとしても、やはり太陽光で製造するグリーン水素は圧倒的に少ない。その一方で水素消費をどんどん進めていけば、やはり化石燃料で作らざるを得なくなり大きな矛盾が生じると思うが、その辺りの考えを聞く。

エネルギー課長

水素エネルギーだが、県の目的は再生可能エネルギー由来の水素を、2016年に策定した新エネ社会構想で示されているとおり、国と一体となって福島の復興をさらに進める手段として促進するものである。現状水素エネルギーは、再生可能エネルギー由来の技術革新を実証フィールドである浪江町の福島水素エネルギー研究フィールドで行う動きがあるが、委員指摘のとおり、現状としては、グリーン水素、再生可能エネルギー由来の水素が多く市場に出ているわけではない。

しかし、例えば燃料電池車は電気自動車と同様、水素から発電して車を走らせるため、使用時にCO₂が発生しない点で非常に意義と可能性のあるエネルギーである。当面は化石燃料由来の水素を活用することとなるが、今後はその先の10

年後、20年後を見据えれば、さらに電源構成の変化で市場における発電所の燃料である水素の価格が非常に安くなり技術革新が進む流れとなるものと考えている。現状は化石燃料由来の水素を活用するが、商工労働部と連携して技術革新に取り組んでいく。

ちなみに、来年度福島市に設置される水素ステーションは、その場で水を電気分解し水素を製造するステーションと聞いている。その電気を再生可能エネルギーに特化すれば、再生可能エネルギー由来の水素ステーションとなったり、グリーン水素の割合が高まり、全国に先駆けた水素ステーションになると期待している。そのような技術革新を着実に進めて20、30年後やその先を見据えながら取り組んでいくことが復興理念の達成につながると信じている。委員指摘の点は、水素を使用している事業者もグレー水素だと認識しているが、一部でも再生可能エネルギー由来の水素を使用しながら理念を踏まえた社会を目指すという考え方を県民と共通理解を図りながら取り組んでいきたい。

吉田英策委員

再生可能エネルギー由来の水素の活用について県は正面に掲げてほしい。石炭火力発電所由来の水素の活用はやめるべきであると述べておく。

次に、福島国際研究教育機構について聞く。今国会で新たな法人設立に係る法案が議決されて設置の運びとなったが、当機構は福島イノベーション・コースト構想の司令塔としての役割を担うようである。県には（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構がすでに存在するが、その機構との関係性はどのようになるのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島国際研究教育機構と（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構の違いだと思うが、まず法案が現在国会に提出されている新しい法人は福島国際研究教育機構である。その名のとおり、両機構とも福島イノベーション・コースト構想に関連する法人であるが、福島国際研究教育機構は研究、そして研究から出てくる産業化、研究のための人材育成を主な業務として携わり、復興の中核拠点として進めていくと聞いている。一方、（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構は、当該構想全体も含めた構想の推進を進めていく役割を担っている。

吉田英策委員

単純に、新たな機構を設立しなくても（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構で対応できるのではないかと考えたため質問した。なかなか全体像が見えないが、要するに教育研究機関との捉え方でよいのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

先ほど説明したとおり、基本的に新しい機構の主な役割は研究である。研究から産業化につなげ、そしてその研究に将来つながっていく人材を育成していくことが当機構の業務であると認識している。

吉田英策委員

そのような中で新たな法人を設立するようだが、こうした人材育成や研究開発などは今の浜通りや県内の研究教育施設の活用で十分可能だと思っている。既存の施設と異なる新たな機構や施設を設置する点については、どう考えているのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

委員指摘のとおり、県内に立地する様々な研究機関では幅広い研究が行われていると認識している。今回新設される研究機関と既存の機関における連携は当然だが、その中でも新たな研究に取り組んでいくことになるため、必要な施設は当然新たな設立を要すると認識している。

吉田英策委員

施設や福島国際教育研究機構自体は国主体で進めていくのか。それとも県の施設として設置するのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島国際研究教育機構は国が新たな特殊法人として設立し、施設も国が整備するものと認識している。

吉田英策委員

新たな施設の乱立が県民の新たな負担にならないようにすべきだと思うため、私は見直しも当然必要になってくると考

える。

田谷健市委員

再生可能エネルギーについて聞く。再生可能エネルギーの地産地消はこれまで、太陽光、地熱、バイオマスなど県が様々な取組を実施している。加えて新しい水素にも取り組んではいるが、再生可能エネルギーを県民や地域と密着して電力として使用するとの意味においては、地産地消が一番大事な取組ではないかと思う。部長説明要旨にも「エネルギーの地産地消に向けた取組を推進していく」と記載があるが、その地産地消の取組は今後どのような方法で進めていくのか。具体的に聞く。

エネルギー課長

エネルギーの地産地消について、県としては気候変動や新型コロナウイルスによる社会情勢の変化等を背景に、エネルギーの分散的効率利用や非常時の電源確保等の観点から非常に重要だと認識する。前回12月定例会の常任委員会で説明した再生可能エネルギー推進ビジョンにも、導入拡大と産業集積に加えて持続可能なエネルギー社会の構築という新しい視点の柱を盛り込んだ。「持続可能な」という意味では、地産地消は今後の再生可能エネルギー導入推進に向けて非常に重要であり、拡充していく要素になると思っている。具体的な方法だが、県は環境省と連携協定を締結しており、今年度から環境省の財源を活用した補助金3億円により、工場や店舗において太陽光や熱利用、蓄電池をセットにして自家消費する取組を推進している。今年度に10件以上ある実績をモデル化しながら発信していくことが非常に重要であると認識している。当然、カーボンニュートラルが進むと再生可能エネルギーの地産地消や自家消費に取り組んでいないとなかなか融資が受けられない、物が売れない時代になるため、企業自らがそのような取組を進めることができるようしっかり発信していきたい。なお、太陽光発電はかなり進んだが、土湯バイナリー発電のような大型でない温泉地熱、さらには小水力など、本県のポテンシャルを生かした地産地消も重要だと考えている。設備導入の新たな補助金を今年度は実施していたが、それだけではなく県自らがポテンシャルに係る調査を行い、結果を公表するなど、事業を加速させる取組もしっかり行っていきたい。

最後に、既存の再生可能エネルギーの電気は固定価格買取制度で販売されると製造元が分からなくなるため、昨年度は環境省の補助金を用いて本県産の再生可能エネルギーと差別化を図った上で県内事業者の電気を再生可能エネルギー化するというマッチング事業を組み立て、今年度から試行的に取り組んでいる。来年度以降は具体的な実績が出てくると思うため、県内の事業者が再生可能エネルギーを活用する気運を高めていきたい。固定価格買取制度で売電する時代は徐々に縮小していくため、地産地消や再生可能エネルギーの存在意義、価値を理解した事業をしっかり深めていきたい。

田谷健市委員

自家消費型など、企業も含め自分たちで発電して消費するとの説明があった。地産地消は言うまでもなく、その地域で発電した電力をその地域で使うことだと思っている。新たな総合計画にも、今の説明内容が地産地消に対する取組の中に記載されているが、地産地消の取組の一つとして自治体電力がある。自治体が出資するなど様々な形態があると思うが、地元の電力会社に出資して一緒に電力を購入し、その地域に電力を回すという自治体新電力が様々な自治体で取り組まれていると聞く。各市町村が主体となって取り組んでいるようだが、その自治体新電力に対する県の考え方を聞く。

エネルギー課長

電力が自由化され、新電力として旧電力会社以外の電力会社が多数出てきている中で、本県では葛尾村や大熊町で自治体新電力に取り組む動きがあると承知している。県の関わりだが、この新電力という事業形態の増加を目的とした取組は行っていない。恐らくドイツの先行した取組を参考にした部分もあると推測するが、地域においてエネルギーの効率利用や経済活動の点から考えられた取組だと思う。数を増やすことを目的としていないが、地域でのスマートコミュニティや住民がエネルギーを身近に感じる点においては有効な施策の一つだと思う。県としては、設立後の動きについて情報共有しながら適切にサポートしていくことが基本認識である。一方、現在新電力において電気の調達が非常に不安定であり、安定電源がないと経営自体が危うくなるのが昨今の情勢である。県も十分情報を仕入れながら、地域の再生可能エネルギー活用や発展系の事業をサポートしていきたい。

円谷健市委員

様々な課題があると思うが、やはり個人的な考えとして、地産地消は地域で発電した電力を地域に回すことが大きな目的だと思っている。様々な取組は行っているが、県民が東日本大震災やその後の様々な災害も経験してきた中で、復興の点でも大きな枠の電力よりも、ある程度地域の電力会社が地域で回すことが重要ではないか。先ほど述べた自治体新電力のような地域電力が、もう少し存在すればよいとの思いがある。自治体参入まで含めた電力会社や安定的な電力の供給など様々な課題があるのは分かるが、少しでも県民に再生可能エネルギーの意識を持ってもらうためにも必要ではないか。先駆けの地を目指すと言っているため、まずは各自治体が再生可能エネルギーをどのように活用していくかが必要ではないか。何か意見があれば聞く。

エネルギー課長

大変重要な指摘だと認識している。先ほど述べたように、日本は電力市場の自由化から間もないため、成熟段階であるといった点でまだまだ課題がある。その中で、諸外国の事例や住民の視点、地域で分散型のエネルギーや利益を循環させるとの視点では非常に有効な手段になり得るものと認識している。委員指摘の点を踏まえて、県も幅広く情報共有しながら先駆けの地と言われるような何らかの仕組みづくりの検討は絶えず進めていきたい。

円谷健市委員

最後になるが、この4月から固定価格買取制度も変わる。今述べた方法など、県でもう少し考えてリードしてもらえようよろしく願う。

(3月18日(金))

吉田英策委員

夜中に発生した地震に対応する職員は、本当に苦勞したと思う。その苦勞に対し、改めて感謝を述べる。私も昨日新地町を訪ねたところ、県のリエゾン職員が早速現地で打合せを行っていた。県職員が現地の被災対応に際して苦勞している状況を改めて知ったため、感謝を述べる。

1つだけ質問する。中間貯蔵施設の減容化施設が緊急停止したようだが、放射線量は異常なしで本当によかったと思っている。中間貯蔵施設は常時放射線の異常監視を行い、このような災害時にはどのような対応を取るのか。分かれば聞く。

環境回復推進監兼次長(環境保全担当)

中間貯蔵施設においては、敷地境界等で放射線について異常の有無を常時監視している状況である。また、災害対応については、施設は約24時間稼働しており運転作業員等が常にいるため、事故や災害の状況に応じた必要な確認や対応を行っている。